

岩手県庁舎再整備基本構想

令和8年3月

岩 手 県

目 次

第1章 はじめに	1
1 これまでの検討経緯	1
2 基本構想の目的と位置づけ	3
第2章 県庁舎を取り巻く現状と課題の整理	4
1 県庁舎の現状と課題	4
2 上位計画等の整理	12
3 岩手県庁舎の在り方に関する報告書	18
4 社会の潮流	22
5 国等の政策動向の整理	25
第3章 県庁舎の将来像	28
1 基本理念	28
2 基本方針	29
3 議会機能の整備に係る基本方針	37
4 整備地区	38
第4章 庁舎規模	40
1 規模算出の考え方	40
2 庁舎規模の算出	41
3 必要とされる庁舎規模	43
第5章 整備パターン	44
1 整備パターンの整理	44
2 改修内容の整理	45
3 整備パターン	49
4 事業費及びライフサイクルコストの算出	51
5 整備パターンの比較・評価	56
第6章 今後の予定	60
1 事業スケジュール	60
2 想定される事業手法	61
3 今後の検討課題	62

第1章 はじめに

1 これまでの検討経緯

現在の庁舎は、昭和 40 年（1965 年）の建築当時、東北で 1 番、全国でも 2 番目の高さの庁舎として整備され、内丸地区のランドマークの一つとして 60 年以上にわたり親しまれています。

一方、築年数の経過に伴い、構造躯体・設備の老朽化や時代に沿わない執務環境の現状を鑑み、平成 27 年度より、県庁舎の現状課題を把握するための各種調査を実施し、県庁舎の現状把握及び課題の整理を行ってきました。

耐震性能に関しては、東日本大震災津波の際には、庁舎の地震被害は最小限であったことから災害対策本部として機能しましたが、経年劣化やこれまでの地震被害の蓄積等を考慮し、令和 4 年度に現行基準による耐震診断を実施しました。

その結果、議会棟については震度 6 強で倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判定されるなど、知事局棟及び渡り廊下棟を含め、県庁舎の耐震性に課題があることが明らかとなりました。

そこで、令和 5 年 11 月に、建築、都市計画、経済、行政等の有識者から構成される「県庁舎の在り方に関する懇談会（以下「有識者懇談会」という。）」を設置し、職員数の将来見通しや庁舎規模、整備手法、整備財源、ライフサイクルコスト¹、整備地区などについて議論いただきながら、県庁舎整備の方向性を検討しました。

そのうえで、令和 7 年 3 月に、これからの 50 年先、100 年先を見据えた岩手県庁舎の在り方を整理した「岩手県庁舎の在り方に関する報告書」（以下「在り方報告書」という。）を取りまとめ、「①改修のみ実施」、「②一部建替」、「③全て建替」の整備パターンを比較した結果、知事局棟の躯体の耐用年数を最大限に活用でき、かつコストや不足面積の解消等の観点で優れる「②一部建替」を軸とした検討を行う方針を示しました。

令和 7 年度は、有識者懇談会の構成員に加え、建築計画及び防災の有識者、県内の関係団体等の代表者に参画いただき「岩手県庁舎再整備懇話会」を設置し、改めて、再整備に当たっての基本理念や基本方針などの基本的な考え方、庁舎規模等について議論をいただき、整備方法の検討を行いました。

「岩手県庁舎再整備懇話会」での議論を踏まえ、再整備の方針として「②一部建替」を採用し、「岩手県庁舎再整備基本構想」（以下「基本構想」という。）を取りまとめました。

¹ 建築物の企画・設計から解体までの間に発生する費用の合計のこと。

基本構想は、将来にわたって県民の安全と安心を支え、時代の変化に対応し得る庁舎の実現に向けた指針となるものです。

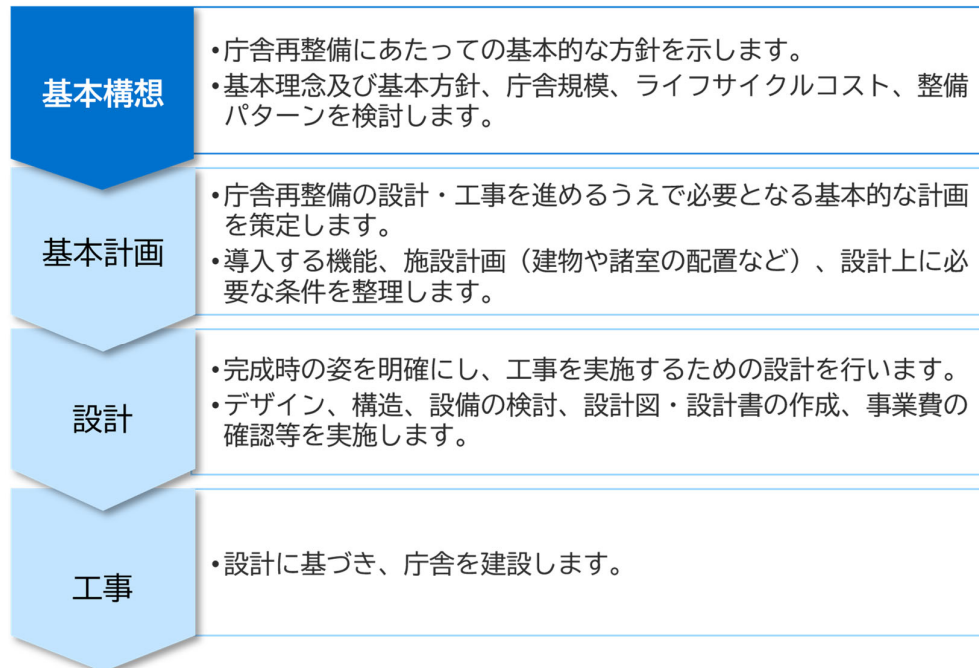
図表 1-1 これまでの主な検討経緯

H27	劣化診断調査及び施設整備検討資料作成業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築や設備等の劣化状況や竣工後に改正された法適合状況について、総合的に調査を実施。
H29	長寿命化等整備手法検討業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎の耐震化の手法や長寿命化に必要な対策について、比較検討を実施。 ・ 併せて、庁内で検討会（全5回）を実施。
R2	執務環境等調査業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 文書量や物品量、会議室や執務室の使用状況等について調査を行い、執務環境の現状と課題の把握、本来必要とされる庁舎面積のシミュレーションを実施。
R4-5	耐震診断業務（再診断） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成9年に実施した耐震診断以降の大地震の影響や庁舎の劣化を踏まえて、再度耐震診断を実施。
R5-6	県庁舎の在り方に関する懇談会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築、都市計画、経済、行政等の有識者により構成され、職員数の将来見通しや庁舎規模、整備手法、整備財源、ライフサイクルコスト、整備地区などについて議論。
R6	岩手県庁舎の在り方に関する報告書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県庁舎の在り方に関する懇談会での議論を踏まえ、50年先、100年先を見据えた県庁舎の在り方を整理したもとして報告書を取りまとめた。
R7	岩手県庁舎再整備懇話会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県庁舎の在り方に関する懇談会の構成員に加え、建築計画、防災の有識者に参画いただき、在り方報告書を踏まえた整備事業の基本理念や基本方針、庁舎規模、整備費用、コスト、整備方針等について議論。
R7	岩手県庁舎再整備基本構想 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県庁舎再整備の根本的な考え方となる基本理念や基本方針を明確に定めた上で、再整備の方向性を示すものとして取りまとめた。

2 基本構想の目的と位置づけ

基本構想は、県庁舎再整備の根本的な考え方となる「基本理念」や「基本方針」を明確に定め、再整備事業全体の方向性を示すことで、長期にわたる事業推進の基盤となることを目的として策定しています。

図表 1-2 基本構想の位置づけ



第2章 県庁舎を取り巻く現状と課題の整理

1 県庁舎の現状と課題

(1) 県庁舎の現状

ア. 県庁舎の概要

明治4年（1871年）、盛岡城二ノ丸地内に置かれていた庁舎を、旧盛岡藩主の別邸であった広小路御殿（現在地）に、盛岡県庁舎として移転したことから、現在の敷地での県庁舎の歴史が始まりました。その後、明治36年（1903年）、同地に洋風2階建ての旧県庁舎が建築され、現庁舎が建築されるまで使用されていました。

現在の庁舎は、昭和40年（1965年）に東北で1番、全国でも2番目の高さの庁舎として建築され、当時は一般的ではなかった県民スペースの導入などを行った先駆的な庁舎でもありました。高層の知事局棟と低層の議会棟という対比的な棟を、垂直水平の柱や梁型と、むくりのついた庇で全体に統一感を与え、内丸のランドマークの一つを構成しています。

図表 2-1 旧県庁舎と現在の県庁舎



図表 2-2 県庁舎の概要

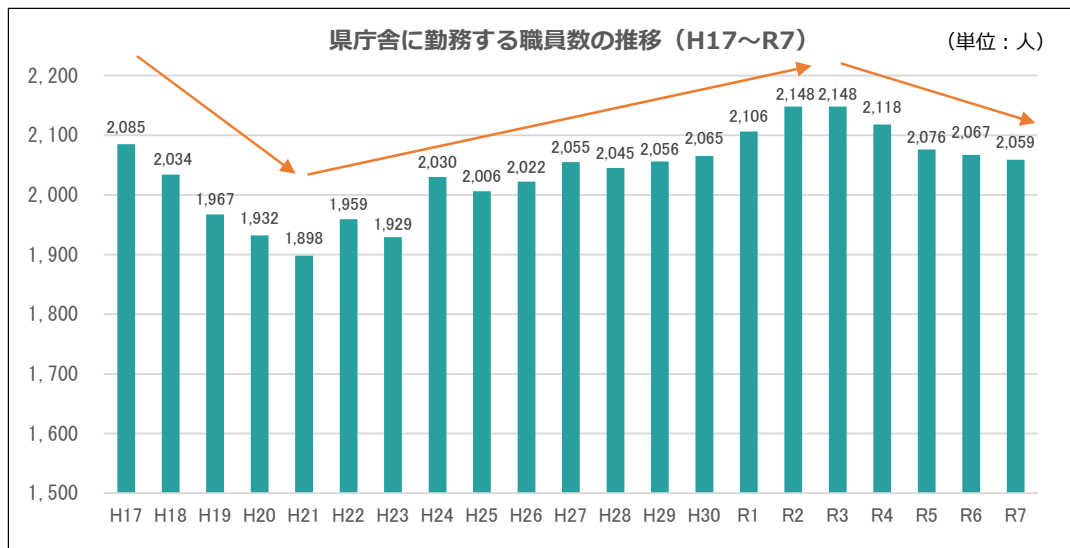
	知事局棟	議会棟	渡り廊下棟
竣工	昭和40年4月（令和7年4月時点で築60年）		
階数	地下1階、地上12階、 塔屋3階建	地上2階、一部3階建	地上3階建
高さ	60.5m	14.9m	11.7m
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
敷地面積	11,933.12 m ²		
建築面積	2,214.7 m ²	3,115.8 m ²	359.7 m ²
	計 5,690.2 m ²		
延床面積	31,027.7 m ²	5,478.8 m ²	1,133.3 m ²
	計 37,639.8 m ²		

イ. 県庁勤務の職員数の推移

県庁舎に勤務する職員数は、平成 17 年度以降、平成 21 年度までは減少しているものの、東日本大震災津波の発生以降増加に転じ、令和 3 年度まで増加傾向が続いています。職員数が増加した要因としては、度重なる自然災害や新型コロナウイルス感染症対策などに対応するため、土木職や保健師を初めとする技術系職員の採用を積極的に進めたことなどがあげられます。

その後、東日本大震災津波や台風災害からの復興業務の進捗等を踏まえ、令和 4 年度以降は減少傾向にあります。

図表 2-3 県庁舎に勤務する職員数の推移（会計年度任用職員等含む）



ウ. 県庁外執務室の概要

① 総務事務センター

本庁組織のうち、県庁舎に執務スペースを確保できていない総務事務センターは、盛岡地区合同庁舎の別館に執務室を設けています。

当該別館の1階には、岩手県庁内保育施設「うちまる保育園」があり、県庁舎の機能を補完する役割を果たしています。

図表 2-4 総務事務センターの事務室

	総務事務センター
建物	盛岡地区合同庁舎 別館 2～4階
事務室・倉庫等の面積	680.76 m ²
職員数	76名

② 人事委員会及び労働委員会

同じく県庁舎に執務スペースを確保できていない人事委員会及び労働委員会は、盛岡市内の民間ビルを借上げのうえ配置しています。

当該民間ビルの事務室（執務室、委員室、局長室）は約 420 m²（倉庫を含めると 570 m²）で、28名の職員が勤務しています。

図表 2-5 借上げビルの概要

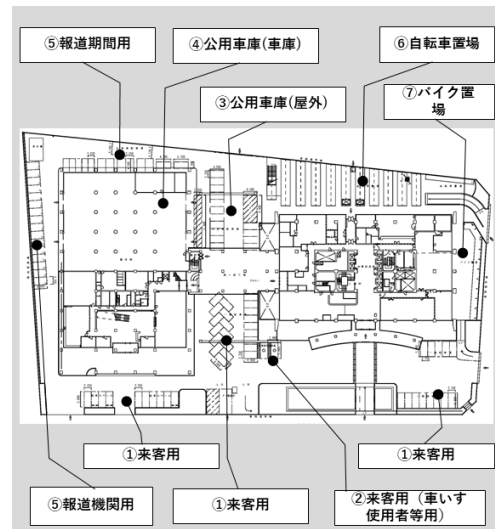
	人事委員会・労働委員会
建物	朝日生命盛岡中央通ビル
場所	岩手県盛岡市中央通一丁目 7-25
事務室面積	約 420 m ² （倉庫含め 570 m ² ） （うち人事委員会 197 m ² 、労働委員会 223 m ² ）
職員数	28名 （うち人事委員会 18名、労働委員会 10名）
賃料・共益費	約 31 百万円／年 （賃貸料、電気使用量、案内看板賃料、清掃料）

工. 駐車場の状況

庁舎敷地には 139 台の駐車区画があり、その他、県庁舎から 1 km 以上離れた場所に、公用車用駐車場及び職員用駐車場を有します。

図表 2-6 県庁舎内構内駐車台数・駐車場配置図

用途	台数
①来客用	56 台
②来客用（車いす使用者等用）	2 台
③公用車用（屋外）	15 台
④公用車用（車庫）	34 台
⑤報道機関用	32 台
合計	139 台



(2) 県庁舎の課題

ア. 耐震性能の課題

令和 4 ～ 5 年に実施した耐震診断により、いずれの棟も現行の耐震基準及び防災拠点としての耐震基準を満たしておらず、耐震改修が必要であることが明らかとなりました。

図表 2-7 耐震診断の結果まとめ

棟	判定	
知事局棟	震度 6 強の地震動で局所的に <u>顕著な損傷が生じるが、倒壊する危険性は低い</u>	現行の耐震基準及び防災拠点としての耐震基準を満たしておらず、 耐震改修が必要
議会棟	震度 6 強の地震の振動及び衝撃に対して 倒壊し、又は崩壊する危険性が高い	
渡り廊下棟	震度 6 強の地震の振動及び衝撃に対して 倒壊し、又は崩壊する危険性がある	

イ. 防災面の課題

昭和 40 年の竣工以降、建築基準法、消防法、バリアフリー法等の各種法令改正により現行の基準を満たしていない既存不適格²項目が多数あり、これらの解消が必要となっています。

また、対浸水性能、ライフライン及び災害応急活動の場の確保といった課題にも対応する必要があります。

² 建築物の竣工時点では法に適合していたものの、その後の法改正により、現行法に適合していない状態となっているもの。

図表 2-8 防災面の課題まとめ

防災面の課題		概要
既存不適格	建築基準法	<ul style="list-style-type: none"> ・各種防火区画（面積区画、高層区画、竪穴区画）・防火設備、排煙区画・排煙設備、非常用進入口未設置に対する既存不適格 ・エレベーター昇降路区画不成立、エレベーター扉の防火・遮煙、エレベーターホール区画の既存不適格、非常用エレベーターの未設置
	消防法	<ul style="list-style-type: none"> ・スプリンクラー、連結散水設備、特殊消火設備等の消火設備の未設置 ・総合操作盤の未設置、非常用コンセントの設置基準の確認
	バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内：点状ブロック未敷設、階段・外部の手摺未設置、車いすトイレ数不足 ・屋外：階段の手摺・庇の未設置、車いす用駐車場の積雪等への配慮 ・エレベーター：バリアフリー対応が一部不適合
対浸水性能	洪水ハザードマップ	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定から外れているが、0.0～0.5mの浸水想定エリアとの境界上 ・想定最大規模の洪水が発生した際には地下への浸水を想定することも必要 ・地下には電気室及び機械室など重要設備があることから、防災拠点として浸水に対する対応が必要
ライフライン	電力供給	<ul style="list-style-type: none"> ・自家発電設備2台を備え、72時間稼働となっているが、配線ルートが二重化されておらず、移動電源車の接続もできないことから、電力供給の並列化・冗長化等の対策が必要
	上下水道・ガス	<ul style="list-style-type: none"> ・断水時には、通常使用量で2日間程度は受水槽の残留水による継続給水が可能 ・下水道は、地震発生後1か月程度使用できない想定であり、緊急時において排水を放流できないことを考慮し、非常時用の排水槽が必要
災害応急対策活動対応	災害対策室	<ul style="list-style-type: none"> ・県の災害対策本部は本庁舎3階第1応接室、災害対策本部支援室は4階の4-1及び4-2会議室に設置。国、自衛隊、警察、消防、DMAT³などの関係機関の常駐スペースの確保が必要

³ 災害派遣医療チームのこと。

ウ. 老朽化に係る課題

県庁舎は、建築・設備の両面において老朽化が顕著となっています。

平成 27 年度の劣化診断では、特に設備の経年劣化が深刻であり、一次エネルギー（設備機器のエネルギー）消費量は基準値の 1.8 倍、外皮の断熱、日射遮蔽性能は 1.5 倍の熱負荷が生じていることが明らかとなりました。

図表 2-9 老朽化に係る課題まとめ

老朽化に係る課題		概要
劣化診断	建築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用年数に相応して全体的に劣化が進んでいる ・ 防水、外壁・外部、建具、内部仕上げ、外構の劣化 ・ 構造躯体は、塔屋部分のコンクリートの中性化が進行
	電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経年劣化による機能低下等が進行していることから総合的な改修が必要 ・ (受変電・非常用発電設備関係、幹線設備、各種盤設備、照明設備、表示・音声設備、消防設備、警報設備、火災報知器等)
	機械設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経年劣化による機能低下等が進行していることから総合的な改修が必要 ・ (熱源機器、空調機器関連、換気設備関連、空調配管、中央監視設備、給排水設備、衛生器具、厨房設備、消防設備、消火設備)
省エネ	省エネ法 (エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 断熱性能は現在の標準設計と比べると著しく低い ・ 一次エネルギー(設備機器のエネルギー)消費量は現行基準値の 1.8 倍となっている状況。外皮の断熱、日射遮蔽性能は基準値の 1.5 倍の熱負荷が生じている
	ランニングコスト	<ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギーや原材料費、資材等の価格の高騰が続く中、公共施設においても光熱水費や修繕費などの維持管理費が増加傾向 ・ 光熱水費を抑えるための設備等が必要

工. 執務環境等の課題

令和2年度に実施した執務環境等調査においては、県庁舎に必要な面積（最小約52,000㎡～最大約81,000㎡）に対して、約14,000㎡～約43,000㎡程度の不足があることが明らかとなり、執務室は狭あいな状況であるとされました。

図表 2-10 R2 執務環境等調査業務結果に基づく必要面積

(単位：㎡)

種別	現庁舎面積 ①	必要面積 (最小値) ②	必要面積 (最大値) ③	不足面積 ②-①～ ③-①
執務室	13,211.6	15,262.5	16,459.3	2,050.9 ～3,247.7
県民サービス機能	2,480.0	2,480.0	5,969.7	0 ～3,489.7
共用エリア	8,461.2	16,755.5	33,792.8	8,294.3 ～25,331.6
その他エリア (会議室・倉庫等)	6,874.9	10,880.8	16,069.3	4,005.9 ～9,194.4
議会棟	6,612.1	6,612.1	8,665.0	0 ～2,052.9
合計	37,639.8	51,990.9	80,956.1	14,351.1 ～43,316.3

【必要面積の算定方法】

- ・ 執務室面積は、個人デスクサイズ（最大値 1400 mm、最小 1200 mm）から導いた一人当たり面積、7.19 ㎡/人（最大値）、6.88 ㎡/人（最小値）をもとに算出。なお、現況の一人当たり面積は 5.55 ㎡/人。
- ・ 県民サービス機能、共用エリア、議会棟などについては、他県庁舎の基本計画時点の延べ面積をもとに、職員数又は議員定数の比で算出。
- ・ 会議室面積は、利用率 30%（最大値）、40%（最小値）で算出。

2 上位計画等の整理

基本構想の策定に当たっては、次に示す本県の上位計画及び関連計画との整合を図ります。

以下では、基本構想と特に関連の深い8つの主な上位計画及び関連計画との関係性を整理します。

図表 2-11 関連する主な上位計画及び関連計画

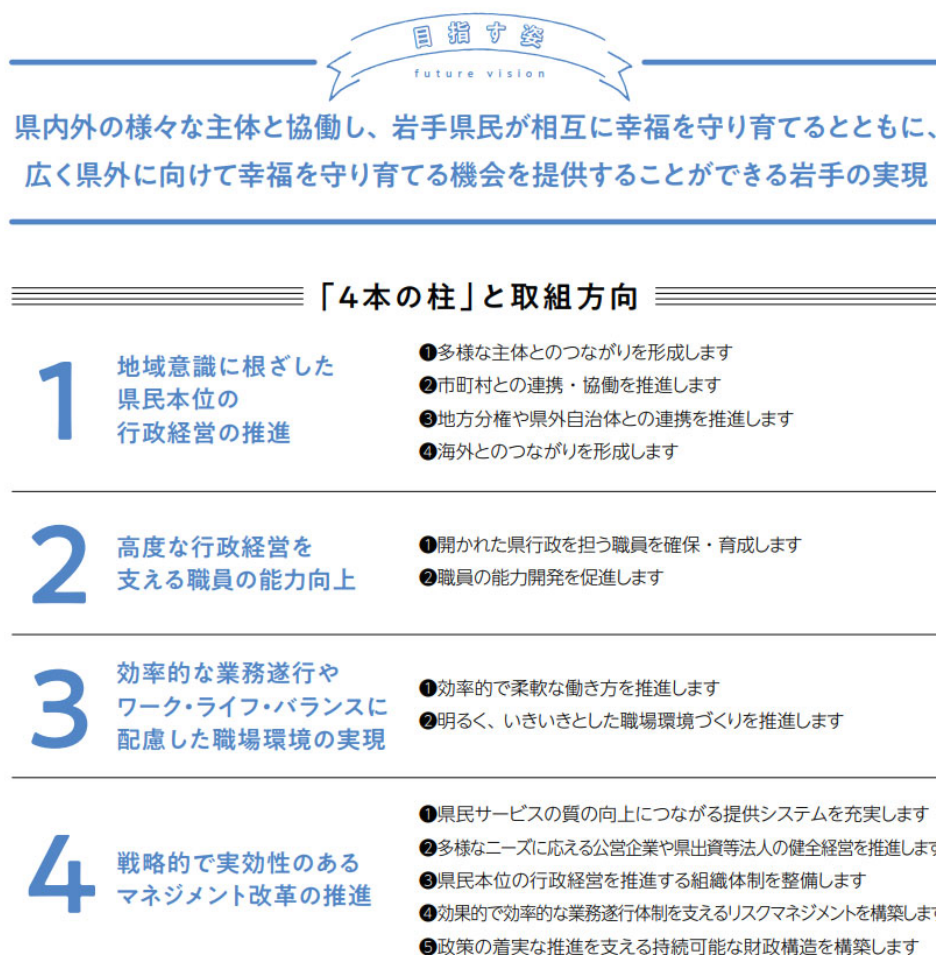
上位計画	いわて県民計画（2019～2028）
	岩手県都市計画ビジョン
	盛岡広域都市計画区域マスタープラン
関連計画	岩手県公共施設等総合管理計画
	岩手県 DX 推進計画
関連計画（盛岡市）	内丸地区将来ビジョン
	内丸プラン（内丸地区再整備基本計画）基本方針編
	盛岡市中心市街地デザイン戦略

(1)いわて県民計画(2019～2028)

県の総合計画として、10年間の長期ビジョンに基づいた、分野別のアクションプランを策定しています。

庁舎整備に関連する取組としては、行政経営の4本の柱の内の一つに、「効率的な業務遂行やワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境の実現」を掲げています。

図表 2-12 行政経営の基本姿勢



(2) 岩手県都市計画ビジョン

県民計画を踏まえた、都市計画区域マスタープランの上位計画として位置付けています。

都市づくりの3つの基本方針のうち1つには、「利便性と安全性が確保されたコンパクトな都市づくり」を掲げ、県民が安全・安心に暮らせるよう、防災施設の整備や都市の防災力の向上に取り組むこととしています。

その他、関係する方針として、「環境と共生する都市づくり」を掲げ、都市景観を生かしたまちづくりの推進や、市街地の緑化を含め、環境にやさしい持続可能な都市の実現都市の実現を目指すこととしています。

(3) 盛岡広域都市計画区域マスタープラン

まちづくりの基本的な方針となる盛岡広域都市計画区域マスタープランにおいて、中心市街地と盛岡駅西口地区、盛岡南新都市地区はそれぞれの地域特性を活かした機能分担を行い、連続的に都心を形成するとともに、都市機能の集積を図ることとしています。

内丸地区を含む中心市街地は、建築物の更新にあわせた高度利用、街並みや歴史的景観と調和した建築物の誘導を図るとともに、歩いて楽しめるまちづくりを進め、中心市街地の活性化を図ることとしています。

(4) 岩手県公共施設等総合管理計画

国のインフラ長寿命化基本計画に基づき、平成27年度に策定した岩手県公共施設等総合管理計画では、庁舎等の老朽化に伴う経費増に対応していくため、計画的な維持管理・長寿命化を推進することとしています。

また、令和7年12月に策定した「第2期岩手県公共施設等総合管理計画（令和7年度～令和16年度）」では、新たに次の3つの視点を盛り込んでいます。

- ① 中期財政見通しと連動した公共施設マネジメントの推進
- ② 施設の総量適正化や適正配置に向けた取組の具体化
- ③ 施設類型別の有形固定資産減価償却率（老朽化比率）の明示

公共施設の整備・更新に伴う財政負担が今後も増加していくと推測されることから、持続可能な財政運営との両立を図るため、施設ごとの各種データを評価・分析し、ハード・ソフト両面から施設のあり方について検討を行い、施設の総量適正化に向けた取組を実施していくこととしています。

(5) 岩手県 DX 推進計画

いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプランにおいて、DX⁴の推進を重点事項の1つに掲げたことを踏まえ、DX 推進の方針や具体的な取組を示すことを目的として策定しました。

行政のDXに係る取組のうち、働き方に関する取組としてテレワークの推進、ペーパーレス化の実現、ハード面に関して、施設維持管理の省力化・高度化といった、未来の庁舎の在り方に大きな影響を与えられられる取組を掲げています。

図表 2-13 行政のDX：具体的な取組

3 計画の基本方針と具体的な取組		
① 行政のDX		
業務の効率化、行政サービスの向上を図るため、以下の施策を進めます。		
<ul style="list-style-type: none"> ・情報システムの標準化・共通化 ・AI・RPAの導入・利用促進 ・セキュリティ対策 ・ビッグデータの利活用 ・行政手続のオンライン化 ・働き方改革の取組の推進 ・オープンデータ化の推進 ・事務のデジタル化の推進 		
【取組一覧】		
取組	取組の名称	取組の概要
①-1	震災津波の伝承におけるDXの推進	・アーカイブシステムによる震災学習・防災学習の充実、GIGAスクールでの活用やデジタル化による遠隔コミュニケーション、疑似体験の調査研究に取り組みます。
①-2	公共データの利活用の推進	・公共データを利活用が容易な形式で公開し、積極的な活用を促す「オープンデータ」の取組を推進します。
①-3	テレワークの推進	・閉域網ネットワークやクラウドサービスといったデジタル技術の活用、サテライトオフィスの提供など、柔軟かつ効率的に働くことができる環境を提供します。
①-4	新たなICT技術の活用による業務の効率化	・新たなICT技術による業務の効率化や県民の利便性向上に取り組みます。
取組	取組の名称	取組の概要
①-5	オンラインによる申請・届出等の促進	・オンライン申請・届出等の手続の拡大による県民の利便性向上に取り組みます。
①-6	Webシステムの活用による県民等への情報提供の推進	・統合型地理情報システム(GIS)や情報公開用Webデータベース等による情報の活用を促進します。
①-7	庁内基幹業務システムの最適化による行政コストの削減	・テレワーク・ペーパーレスを前提とした執務環境の改善、ユーザー認証の簡素化による一体化・効率化、職員の利便性と県民サービスの向上、システムの更新及び運用コストの削減に取り組みます。
①-8	庁内システムのクラウド化の推進による行政コストの削減	・個別業務システム統合基盤やクラウドサービスへの情報システムの移行(構築)を促進します。
①-9	情報セキュリティ対策の強化	・情報セキュリティポリシーの適切な運用に取り組みます。 ・情報セキュリティ対策を強化します。
①-10	施設維持管理の省力化・高度化	・発電所の保守データを効率的に収集するシステム(施設巡回支援やIoTによる遠隔監視の拡充等)を構築します。 ・鉄管ドローンなどを活用した電力土木施設の点検を試行します。
①-11	内部管理業務のシステム化	・県警察本部において、人事情報を基本とし、各内部管理業務を一元的に管理できるシステムを構築します。
①-12	電子決裁・ペーパーレス化の推進	・県警察本部において、決裁業務への電子決裁導入とともに、書類のペーパーレス化を実現します。

⁴ デジタル・トランスフォーメーションの略で、デジタル化を手段として、既存の価値観や枠組みを見直す変革を行い、課題解決や新しい価値を創造すること。

(6) 内丸地区将来ビジョン

内丸地区将来ビジョンは、内丸地区とその周辺が直面している施設の老朽化や人口減少、経済活動の変化などの課題を踏まえ、関係者や市民が現状と課題を共有しながら、約 20 年後を見据えた内丸地区の理想的な将来像とその実現に向けた取組の方向性を示すことを目的としています。

あるべき姿として、「県都の核として社会経済を牽引するまち内丸」、「城下の風格と都心空間が調和するまち内丸」、「英知が集い未来を創造するまち内丸」の 3 点が挙げられています。

また、ビジョンに掲げる内丸地区の将来像を踏まえて都市機能を維持・発展させるため、必要に応じて「一団地の官公庁施設」⁵の見直しを検討することとされています。

(7) 内丸プラン(内丸地区再整備基本計画)基本方針編

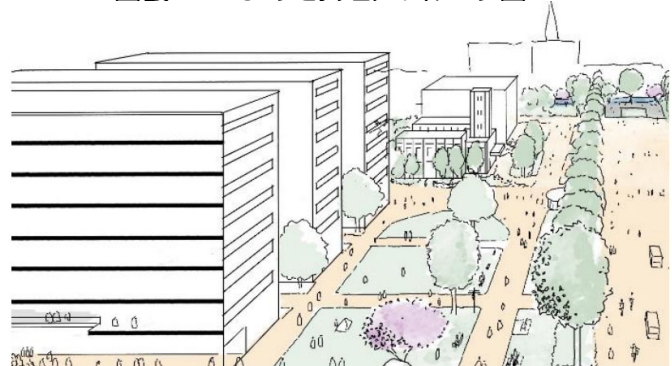
盛岡市では、内丸地区将来ビジョンを実現するための基本計画である内丸プランの作成に向けた検討が進められており、令和 7 年 12 月には、約 50 年後を目途としたまちづくりの方針を定めた「基本方針編」が作成・公表されました。

目指す都市像のコンセプトとして、ウォークブルでヒューマンスケールの空間が連なる「人中心の空間」、歴史や自然をおのずと感じることができる「盛岡らしさ」の参照、高次都市機能の集積による機能性と都市活動への公開性を併せ持ち、多様なプレイヤーの協働や市民活動をエンパワーメントするような「しなやかなシビックコア」の 3 点が掲げられています。

図表 2-14 内丸プランにおけるゾーニングの考え方



図表 2-15 シビックコアのイメージ図



(出所) 盛岡市「内丸プラン(内丸地区再整備基本計画)基本方針編(素案)」

⁵ 国の機関や地方公共団体の建物を機能に応じて一定の地区に集中配置し、市民の利便と公務の能率増進や建物の不燃化の促進、土地の高度利用を図る都市計画。内丸団地は旧都市計画法で全国第 1 号として決定したもの。

(8) 盛岡市中心市街地デザイン戦略

中心市街地全体の将来ビジョンだけでなく、身近な課題に基づく都市整備のイメージを共有するとともに、即応性が求められる問題への対応を取りまとめ、「生きた計画」として活用されるものとなることを目指して策定されています。

内丸エリアについては、行政機能が集積しているものの、その他の都市サービス機能に乏しく、市民が日常的に訪れるエリアになっていないことを課題としています。

まちづくりの方針として、官公庁エリアの再編に合わせ、中央通りの道路空間再配分と幹線系公共交通の導入、歩行者中心の街路空間形成、沿道施設と一体の街路空間利活用、中央通りと中津川との接続の検討を通して、新たなかたちのシビックゾーンの形成を目指すことが提案されています。

図表 2-16 内丸・中央通りエリアの将来ビジョン



(出所) 盛岡市「盛岡市中心市街地デザイン戦略」

3 岩手県庁舎の在り方に関する報告書

令和5年に実施した耐震診断の結果、県庁舎の耐震性能の不足が明らかとなったことを踏まえ、同年12月に、県庁舎再整備の方向性について検討を行う有識者懇談会を設置しました。

令和7年3月には、有識者懇談会における議論を踏まえ、再整備の方向性を「在り方報告書」にまとめ、公表しました。

(1) 在り方報告書における県庁舎整備で目指すもの

社会経済情勢等の変化を踏まえ、中長期的な視点からの県庁舎のあるべき姿として、以下の4点を設定しました。

なお、県議会については、議会活動や議員活動、県民参加の機会の充実等の役割があり、これらに対応した機能を確保する必要があることから、具体的な整備内容については、県議会の意見等を踏まえつつ検討することとしています。

また、県政を効率的かつ効果的に推進していくためには、議会棟と知事局棟は近接して配置される必要があることから、県庁舎整備においては一体的に検討を進めていくこととしています。

図表 2-17 在り方報告書における県庁舎整備を見据えたあるべき姿

① 防災拠点として安全・安心な庁舎

地震や風水害をはじめとする様々な危機を想定し、県民と職員が安心して利用できる高い耐震性と安全性を備えた庁舎を目指します。

② 環境に配慮した長寿命な庁舎

脱炭素化や省エネルギー・省資源対策を推進し、環境に優しく、長寿命な庁舎を目指します。

③ 様々な主体が協働する拠点として、県民に親しまれ愛される庁舎

様々な主体が協働する拠点として、年齢、性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、すべての人が利用しやすく、広く親しまれる庁舎を目指します。

④ 将来の変化に柔軟に対応し、職員が働きやすく、県民福祉の向上に資する庁舎

人口減少やDXの進展など、社会経済情勢の変化にフレキシブルに対応し、職員が働きやすく、県民福祉を向上させる庁舎を目指します。

(2) 職員数の見通しと想定される庁舎規模

庁舎規模の前提となる条件として、2050～2060年における職員数（会計年度任用職員等を除く）の見通しについて試算しています。

図表 2-18 職員数の試算条件

<p>【試算①】</p> <p>総務省の「定員モデル」を用いて、県の人口ビジョンの目標値である人口 100 万人が維持されると仮定した場合の職員数を試算</p> <p>【試算②】</p> <p>総務省の定員モデルを用いて、国立社会保障・人口問題研究所の R 5 推計値である人口 78.3 万人まで減少すると仮定した場合の職員数を試算</p> <p>【試算③】</p> <p>1970 年（昭和 45 年）から 2023 年（令和 5 年）までの職員数の長期トレンド（近似曲線）から 2060 年の職員数を試算</p>
--

職員数の試算に基づき、それぞれのパターン（試算①～③）において想定される庁舎規模を試算した結果、2050～2060 年頃に必要とされる知事局棟の延床面積は、概ね 25,000～30,000 m²程度と試算されました。生産年齢人口の減少により、職員の確保がより一層困難になる可能性があることを考慮すると、最小値である 25,000 m²を下回ることも想定しておく必要があるとしています。

図表 2-19 2050～2060 年頃の職員数・庁舎規模の試算結果

職員の 試算方法	職員数 ※	うち本庁	職員数の 減少率	行政エリア ①	議会エリア ②	必要面積 計 (①+②)
①定員モデル (人口 100 万人)	4,068 人	1,559 人	△5.6%	29,290.1 m ²	6,612.1 m ²	35,902.2 m ²
②定員モデル (人口 78.3 万人)	3,749 人	1,437 人	△13.0%	26,994.1 m ²	6,612.1 m ²	33,606.2 m ²
③近似曲線による計	3,567 人	1,366 人	△17.2%	25,690.9 m ²	6,612.1 m ²	32,303.0 m ²

※ 職員数には会計年度任用職員等の数を含まない。

(3) 整備地区

再整備後の県庁舎の整備地区について、現在の県庁舎がある内丸地区とそれ以外の地区（市街地及び郊外）について評価を行いました。

評価の結果、用地取得を要しない現県庁舎の敷地内での整備を前提に検討を進めることとしています。

(4) 整備パターンの検討

整備の方向性を検討するため、①改修のみ実施案、②一部建替案、③全て建替案について比較検討を行っています。

図表 2-20 整備パターンの概要

		(1) 改修のみ実施案		(2) 一部建替案		(3) 全て建替案	
		知事局棟	議会棟	知事局棟	議会棟	知事局棟	議会棟
整備手法		改修	改修	改修	建替 ^{※1}	建替（一体整備）	
耐震化手法		免震	補強	免震	—	—	
想定規模	延べ面積	約 32,161 m ² ^{※2}	約 5,479 m ²	約 32,161 m ² ^{※2}	約 25,000 m ²	約 72,000 m ²	
		約 37,640 m ²		約 57,161 m ²			
	階数	地上 12階	3階	地上 12階	10階	23階	
		地下 1階	—	地下 1階	1階	1階	
	高さ	60.5m	11.7m	60.5m	約 50m	約 100m	
ライフサイクルコスト	建設費	約 230.2 億円		約 417.2 億円		約 596.8 億円	
	維持管理費用	244.9 億円		291.9 億円		358.4 億円	
	活用可能財源 （交付税措置額）	緊急防災・減災事業債 56.6 億円 (50.1 億円)		緊急防災・減災事業債 49.5 億円 (43.8 億円)		—	
	一般財源負担額	720.1 億円		919.7 億円		1,278.8 億円	
	後年度負担額（改修含む）	356.9 億円		249.1 億円		330.3 億円	
整備期間		約 10 年		約 13 年		約 11 年	
仮移転の必要性		・知事局棟 1～3 フロア分		・議会機能 ・知事局棟 1～3 フロア分		・議会機能	
備考		※1 行政機能も含む ※2 渡り廊下棟を含む					

(5) 在り方報告書における整備の方向性

整備パターンの比較検討の結果、③全て建替案については、多額の財政負担を伴うことから、財政の持続可能性の観点から、整備手法の一つとして検討していくことは「現状では極めて困難」であるとしています。

①改修のみ実施案については、現時点における執務スペースの不足を解消できないこと、脱炭素化に十分に対応できないこと、及び改修工事に対応可能な範囲・程度に限界があることを指摘しています。

②一部建替案については、執務スペースの不足を解消しつつ、知事局棟の改修を最低限にとどめることの検討が可能になるとしています。また、30年程度先に知事局棟を建て替える場合に、その規模や必要性を見極めるための時間的な留保ができるほか、職員数の減少により、新庁舎に全ての本庁勤務職員を配置できるのであれば、知事局棟の建替コストがゼロとなり、50年程度先までのライフサイクルコストを効果的に縮減できる可能性があるとしています。

これらを踏まえ、今後数十年の社会経済情勢の変動を見通すことは難しいことから、基本構想の策定段階においては、知事局棟の耐用年数を最大限に活用でき、コストメリットがあると考えられる②一部建替案を軸に検討することとしています。

なお、基本構想及び基本計画の策定段階において、社会経済情勢が劇的に変化するなど、②一部建替案により難しい特別な事情が生じた場合には、①改修のみ実施案も含め、再度整備手法の検討を行うこととしています。

4 社会の潮流

県庁舎の再整備完了は 2030 年以降となることが想定されるため、基本構想の策定に当たっては現在の社会の潮流を踏まえ、将来の県民ニーズや行政サービスの在り方の変化を見据えた庁舎像を検討する必要があります。

そのため、在り方報告書において、「県庁舎整備で目指すもの」として設定された 4 つの要素（防災、環境、協働、働き方）に関する社会の潮流について整理しました。

(1) 防災：大規模災害リスクの顕在化と減災・レジリエンスの考え方の広がり

近年、地震、津波、豪雨、豪雪などの自然災害が激甚化・頻発化しており、気候変動の影響も踏まえると、大規模災害リスクは一層高まっていくと見込まれます。

こうした社会の潮流を踏まえ、県庁舎には、平時から防災・危機管理機能を集約し、有事には被災市町村や関係機関と連携して迅速かつ的確に対応する「司令塔としての防災拠点」となることが求められます。

その際、ICT⁶・AI⁷技術や各種センサーを活用した高度な情報収集・分析・共有の仕組みを整備するとともに、「災害は必ず発生する」との前提に立ち、自助・共助や防災教育、情報発信を通じて被害を減らす「減災」の考え方を庁舎機能に組み込むことが重要です。

さらに、代替機能やバックアップ拠点の確保、エネルギー・通信の多重化などにより、複数のリスクが生じても中枢機能を維持・回復できるレジリエンスを備えた庁舎として再整備を進めていくことが求められます。

(2) 環境：脱炭素社会・循環型社会への転換

世界では国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議（COP26）を踏まえ、産業革命以降の平均気温の上昇を 1.5℃未満に抑えることを目指す流れが強まり、日本も 2050 年までに温室効果ガス排出を実質ゼロにする方針を掲げています。気温上昇などにより将来の環境負荷が高まることが見込まれる中、地方公共団体には、地域の脱炭素と資源を大切に使う「循環型社会」を先導することが求められています。

⁶ Information and Communication Technology の略。情報や通信に関する技術の総称。

⁷ Artificial Intelligence（人工知能）の略。

このような社会の潮流を踏まえ、県庁舎には、脱炭素の「見本」となることが求められます。具体的には、再整備後の庁舎では ZEB Ready⁸相当以上の省エネ性能の確保や、高効率設備と再生可能エネルギー⁹の活用により、エネルギー使用量と CO₂排出量を大きく減らすことが重要となります。

また、再生可能エネルギー由来の電力への切替えや非常用電源の確保により、平常時の環境負荷を減らしつつ、災害時にも電力を維持できる仕組みが求められます。

さらに、建設から運用、更新、解体までの一連の過程で環境負荷を小さくするという考え方（建築物 LCA（ライフサイクルアセスメント））を取り入れ、県全体の脱炭素と資源循環をリードする庁舎として整備を進めていくことが重要と考えられます。

(3) 協働・官民共創・協働の進展と多様で包摂的な社会の実現に向けた動きの加速

社会課題が複雑になる中で、行政だけでなく、企業、NPO、大学、地域団体、県民が力を持ち寄り、一緒に解決に取り組む「官民共創・協働」の動きが広がっています。各地で、分野や立場を越えて話し合い、新しいアイデアを生み出す共創スペースが整備されており、自治体には、情報を積極的に発信し、新しい提案や挑戦を受け入れる柔軟な姿勢や風土をつくることが求められています。加えて、人口減少により人材の確保が困難になる中、国において、県、市町村の役割分担のあり方の見直しが検討されていることを踏まえる必要があります。

また、SDGs¹⁰の考え方のもと、性別、世代、障がいの有無、働き方や文化の違いを尊重する DEI（多様性・公平性・包摂性）が重視され、民間企業でも「多様性を受け入れるオフィス」づくりや地域に開かれたスペースの整備が進んでいます。

こうした流れを踏まえ、県庁舎には、誰もが利用しやすく、多様な人材が力を発揮できる執務空間と来庁者空間を備えることが求められます。あわせて、県政や地域資源、市町村の取組を分かりやすく紹介する展示・情報発信機能や、県民や事業者、市町村職員が気軽に立ち寄り交流できる開放的な場を設け、庁舎を起点に周辺エリアのにぎわいと回遊性を高める役割を果たすことも期待されています。

⁸ ZEB : Net Zero Energy Building の略。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

ZEB Ready : ZEB を見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物のこと。具体的には、再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から 50%以上の一次エネルギー消費量削減に適合した建築物のこと。

⁹ 様々な定義があるが、一般的には太陽光、風力、バイオマス等をエネルギー源として半永久的に供給され、継続的に利用できるエネルギーのこと。

¹⁰ Sustainable Development Goals = 持続可能な開発目標の略。2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。

(4) 働き方:柔軟かつ多様な働き方の広がり

少子化や転職の一般化により、人材の獲得競争は一層厳しくなっており、初任給の引上げ、通年採用、ジョブ型雇用¹¹など、多様な採用・働き方が広がっています。また、若い世代を中心に、働く場所や時間、キャリアの歩み方を自分で「選べる」ことを重視する傾向も強まっており、これは公務員志望者にも影響を与えています。

このような流れを踏まえ、県庁舎には、「ここで働きたい」と感じる魅力的な職場環境を整え、人材の確保・定着・活躍を支える拠点となることが求められます。具体的には、テレワーク等の活用を前提としつつ、対面で働く価値を高めるために、業務に応じて選べる多様な執務エリアや対話・協働の場、集中しやすい環境をバランス良く配置することが重要と考えられます。

また、「ウェルビーイング」¹²の視点を踏まえた、子育て、介護、病気など、一人ひとりの事情に応じた柔軟な勤務体系の整備や、フロントヤード改革¹³や生成 AI の活用による事務・窓口業務の効率化により、将来的な職員数や必要面積の変化にも対応できる柔軟なレイアウト変更が可能な執務空間の構築が求められます。

¹¹ 特定のポストに空きが生じた際にその職務（ジョブ）・役割を遂行できる能力や資格のある人材を社外から獲得、あるいは社内で公募する雇用形態のこと。

¹² 個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念のこと。

¹³ 窓口業務の改善やマイナンバーカードを活用した自治体と住民との接点の多様化・充実化などを通じて、住民の利便性向上と職員の業務効率化を図る改革のこと。

5 国等の政策動向の整理

自治体庁舎は、国の進める各種政策を地域で具体化する行政の中核拠点でもあることから、基本構想の策定に当たっては、関連する国等の政策動向を把握し、その方向性と整合した庁舎像を検討する必要があります。

そのため、社会の潮流として整理した各項目に関する、国等の政策動向を概観しました。

(1) 防災に関する国等の政策動向

防災に関する基本法である災害対策基本法は、国土と国民の生命・身体・財産を災害から守り、社会秩序と公共の福祉を確保することを目的に、国・都道府県・市町村などの責務や防災計画、避難、応急対策といった防災対策全体の枠組みを定めています。

近年の改正では、被災者への福祉的支援の充実、広域避難の円滑化、防災 DX の推進などが図られ、自治体には地域防災計画と連動した実効的な指揮・情報発信体制の構築が求められています。

さらに、東日本大震災等の教訓を踏まえて制定された国土強靱化基本法は、事前防災・減災と迅速な復旧を国家戦略として位置付け、国土強靱化基本計画において、人命の保護、重要機能の維持、被害の最小化、迅速な復旧・復興を基本目標としています。

そのうえで、防災インフラや交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化、災害時の事業継続性確保など官民連携の強化に加え、デジタル技術の活用と地域防災力の一層の強化を新たな柱として、国土の強靱化を総合的かつ計画的に推進しています。

(2) 環境に関する国等の政策動向

2020年、日本政府は「2050年までに温室効果ガス排出を全体としてゼロにする」と宣言し、いわゆる2050年カーボンニュートラル¹⁴を国家目標としました。これを受け、2022年改正の建築物省エネ法では、従来義務対象外だった住宅・小規模建築物も含め、2025年度に全ての新築建築物で省エネ基準適合が義務化され、2030年までには、省エネ基準のZEB水準への引上げが予定されています。

また、全国知事会は2022年に「脱炭素・地球温暖化対策行動宣言」を決定し、ZEB化、公用車の電動化、再エネ電力への転換など、公共部門が地域の脱炭素を率先して牽引する姿勢を明確にしています。

¹⁴ 温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。

さらに、2025 年には新たな地球温暖化対策計画が閣議決定され、2050 年ネット・ゼロ¹⁵へ向けた 2035・2040 年度の削減目標や部門別対策が示されました。建築物分野では、省エネ基準義務化の拡大、ZEB・ZEH¹⁶の普及、公共建築物での率先的な取組が位置付けられ、地方公共団体が区域の事業者・住民の模範となることが求められています。

(3) 官民共創に関する国等の政策動向

2018 年公表の「自治体戦略 2040 構想研究会」報告では、人口減少と財源制約の下で行政を持続可能とするため、公共と民間が協力し住民ニーズを継続的に満たすことが重要だとし、自治体は圏域マネジメントや業務・システム標準化を進める「プラットフォーム・ビルダー」となることが求められています。

また、2019 年の「21 世紀の『公共』の設計図」では、政府が一方向的に提供する従来型の公共サービスを、多様な主体との共創を前提としたデザインへ再構築すべきとし、行政はサービスの自律的供給を促すファシリテーターや、行政と住民の対話をリードするコミュニティマネジャーとしての役割を担うべきだと提起しています。

さらに、2025 年策定の「経済財政運営と改革の基本方針 2025（骨太の方針 2025）」でも、成長と分配の好循環、地方創生 2.0、GX・DX 投資を進めるうえで、地域の多様な主体との協働を含む官民連携の一層の強化が不可欠であると繰り返し強調され、重要な柱として位置付けられています。

(4) 多様で包摂的な社会(DEI)の実現に関する国等の政策動向

経済産業省は、多様な属性の違いを活かし人材の力を最大限引き出して付加価値を生み出し続ける経営を「ダイバーシティ 2.0」と定義し、2017 年の行動ガイドラインで、多様性の尊重を単なる福利厚生ではなく企業価値向上に直結する経営課題として位置付けています。

さらに 2025 年のダイバーシティレポートでは、多様性を企業の競争力強化のための手段と明確化し、形式的な取組から実質的な経営戦略への組み込みへの転換を促し、企業には経営トップのコミットメントの下で人事・評価・登用・働き方を総合的に見直すことを求め、具体的な行動変容を迫っています。

加えて、女性版骨太の方針では、男女共同参画とダイバーシティを日本政府の重要かつ確固たる方針でありイノベーションと持続的成長の源泉と位置付け、女性が活躍できる地域づくりや環境づくり、意思決定層への参画拡大、個人の尊厳と安心・安全が守られる社会の実現等、ライフ

¹⁵ 温室効果ガスが排出される量と吸収・固定される量の差引きがゼロになること。

¹⁶ Net Zero Energy House の略。エネルギー収支をゼロ以下にする家の総称。

スタイルを支える環境整備などを通じて、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を国家目標として掲げています。

(5) 働き方に関する国等の政策動向

経済産業省の「人材版伊藤レポート」および「人材版伊藤レポート2.0」は、人材をコストではなく将来価値を生む「資本」と捉え、多様性・ウェルビーイング・デジタル化を前提とした持続可能な組織運営への転換を提言しています。具体的には、個人と企業が対等な関係で互いに選ぶ合うオープンな雇用コミュニティの形成や、メンバーシップ型からジョブ型への移行、リアルとリモートを最適に組み合わせる柔軟な働き方の構築を求めています。

また、政府は「骨太の方針2025」で、人中心の国づくりを進めることとし、誰もが活躍できるウェルビーイングの高い社会の実現を掲げ、政策分野を横断して推進しています。

さらに、人事院「公務員人事管理に関する報告」は、新規学卒者中心の採用だけでは公務組織の維持が難しいとし、多様な人材の採用や能力・実績に基づく登用、柔軟な働き方と職員一人一人のウェルビーイング向上を一体的に進めることで、有為な人材を惹きつける魅力ある組織づくりに向けた包括的な人事改革の必要性を示しています。

第3章 県庁舎の将来像

1 基本理念

在り方報告書においては、県庁舎に求められる中長期的な視点を踏まえた基本方針として、「防災拠点として安全・安心な庁舎」、「環境に配慮した長寿命な庁舎」、「様々な主体が協働する拠点として、県民に親しまれ愛される庁舎」、「将来の変化に柔軟に対応し、職員が働きやすく、県民福祉の向上に資する庁舎」の4つの「あるべき姿」を設定しました。

基本構想では、4つの「あるべき姿」それぞれについて、改めて県の現状・取組状況を整理するとともに関連する社会的な潮流を考慮し、改修も含め、再整備に当たっての基本理念として発展的に再整理しました。

図表 3-1 基本理念



2 基本方針

基本理念の実現へ向けて、より具体的な整備の方向性を示すため、それぞれ4つの基本方針を設定しました。今後は、これらの基本方針に沿って県庁舎の再整備を進めることで、基本理念の実現を目指します。

(1) 防災に関する基本方針

基本理念

平時から地域の防災力向上を牽引し、
あらゆる災害に迅速かつ的確に対応できる安全・安心な庁舎

基本方針

耐震性と安全性に優れ、「災害時に安全に業務を継続できる」機能・性能の確保

- ✓ 最新の耐震基準への適応により大地震時でも防災拠点機能を維持できる堅牢な建物とすることに加え、地震時の揺れを抑える構造の導入検討などにより地震発生直後からの迅速な応急対策や行政サービスの持続的な提供ができるような建物性能を確保する。
- ✓ 災害対策活動を支える通信施設や水、電気等のライフラインは、バックアップシステムの検討などにより、ライフラインが途絶しても、拠点機能を一定期間継続できる環境を構築する。

県全体を統括する防災拠点として、「あらゆる災害に迅速かつ的確に対応できる」機能の確保

- ✓ 大規模災害や複合的災害の発生時においても、迅速かつ的確に応急対策活動ができるよう、災害対策本部室や自衛隊・消防等の関係機関の活動スペースの整備などにより、防災拠点として必要な機能を確保する。
- ✓ デジタル技術を活用した被災地・避難所等の情報収集・分析や、住民・関係者への情報提供、遠隔地との連携など、防災DXの取組を推進することで、初動対応の迅速化や情報伝達の強化などにより、災害対応力の向上を目指す。

平時から防災力を高め「災害に強い地域づくりを推進する」機能の確保

- ✓ 平時から国や市町村、防災関係機関、民間企業等の情報共有ネットワークの中核として地域連携・広域調整のハブとなることで、災害時においても迅速かつ確かな連携・支援体制が構築でき、県全体の防災力向上につなげる。
- ✓ 東日本大震災津波の教訓を踏まえ、県民の防災意識の向上や地域防災を担う市町村職員等の育成、地域や人同士が助け合う「共助」を育む仕組みづくりを推進することによって、想定外の災害が発生した際の被害の最小化や早期復旧につなげる。

図表 3-2 防災の理念に対応した導入する機能のイメージ

基本方針	導入する機能・性能の例	導入の効果
耐震性と安全性に優れ、「災害時に安全に業務を継続できる」機能・性能の確保	<p>【災害時の業務継続性への配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水からの主要機器設備の保護（機械室・電気室の上層階への設置） ・ 止水版の設置 ・ 電力（2回線受電、非常用発電機の設置、外部からの電源供給、燃料備蓄） ・ 都市ガス（中圧ガス等） ・ 井水、雨水の利用 ・ 緊急排水槽の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災拠点としての業務継続性の確保 ・ 災害時の機動性の確保
県全体を統括する防災拠点として、「あらゆる災害に迅速かつ的確に対応できる」機能の確保	<p>【災害対策本部・関係諸室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災課、災害対策本部、災害対策室、オペレーションルームほか関係する執務室 ・ 関係機関活動諸室、記者会見室、防災無線室 ・ 仮眠室、シャワー室 <p>※各種スペースは他の用途との兼用も考慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災拠点としての要求性能の確保 ・ 災害時の業務継続性の確保 ・ 消防、自衛隊、保健・医療・福祉機関等との連携 ・ 迅速かつ円滑な災害対応
	<p>【災害活動スペースの整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一時避難場所、情報拠点、帰宅困難者対応 ・ NPO や応援団体等の活動スペース、公的支援のための窓口 ・ マンホールトイレ ・ 災害時の運営マニュアルの作成 <p>※各種スペースは他の用途との兼用も考慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の安全・安心の確保 ・ 民間団体等の災害活動の促進 ・ 迅速かつ円滑な災害対応 ・ 災害ケースマネジメントへの寄与
平時から防災力を高め「災害に強い地域づくりを推進する」機能の確保	<p>【防災教育・防災文化伝承】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災展示・情報発信 ・ 防災セミナー・訓練のためのスペース <p>※各種スペースは既存施設との役割分担や他の機能との兼用も考慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民の防災意識の向上 ・ 東日本大震災をはじめとする災害の伝承 ・ 県、市町村、消防、保健・医療・福祉等の関係機関の連携強化 ・ 防災関係職員の資質向上

(2) 環境に関する基本方針

基本理念

未来の環境変化を見据え、脱炭素や環境共生を推進する長寿命な庁舎

基本方針

庁舎のライフサイクル全体を見据えた、「脱炭素社会に貢献する」庁舎の構築

- ✓ 2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けて、建材・設備の製造から建設、運用、解体に至る建物のライフサイクル全体での環境負荷を認識し、CO₂排出量の削減に取り組む。
- ✓ 建物の高断熱化や先進的な省エネルギー技術、実効性の高い自然エネルギー技術の活用により、庁舎の運用に必要となるエネルギー消費量の削減に取り組むとともに、エネルギー消費量を記録し、分析することで最適化を図る。
- ✓ 将来の変化に対応可能な柔軟性のある空間構成や耐久性・更新性に優れた材料の採用、「予防保全」や「事後保全」を踏まえた維持管理計画の策定によって、長期的な環境負荷低減を図る。

都市環境・地域環境の向上に貢献し、「岩手の持続可能なまちづくり・環境との共生を推進する」庁舎の構築

- ✓ 再生可能エネルギーや県産木材など地域の循環資源の活用や、環境配慮の見える化、環境評価の取得（ZEB Ready評価の取得を目指す）などにより、県民の環境への関心を高め、持続可能なまちづくりを推進する。
- ✓ グリーンインフラの考え方を取り入れた公共空間の構築など、都市環境・地域環境と調和した庁舎整備を進めることで、心地よく利用できる空間を創出するとともに、地域の景観形成にも寄与し、環境と共生を推進する。

未来の気候変動・環境変化を見据えた、「次世代の長寿命」庁舎の構築

- ✓ 地球温暖化による気候変動や、これに伴う環境の変化を見据えた庁舎の環境性能の構築により、長期にわたり快適に使用し続けることができる庁舎の実現を目指す。
- ✓ 現在実用化がすすめられているペロブスカイト太陽電池など効果が高いとされる新技術について、将来的な導入の可能性を視野に検討をすすめる。

図表 3-3 環境の理念に対応した導入する機能のイメージ

基本方針	具体的な機能・性能の例	導入の効果
庁舎のライフサイクル全体を見据えた、「脱炭素社会に貢献する」庁舎の構築	【運用エネルギーの縮減】 <ul style="list-style-type: none"> 外皮性能の向上（サッシ、ガラス更新、断熱材の付加）、自然採光、自然通風の活用、雨水利用 高効率機器の導入（熱源・空調機器等）、制御の高度化（各種センサー） BEMS※(室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システム)の導入、 コミショニングによる最適化 	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全への貢献 庁舎の運用コストの削減 利用者の快適性の向上 先進取組の実践を広くPR可能
	【ライフサイクルアセスメントへの配慮】 <ul style="list-style-type: none"> 低炭素建材の採用（木材、再生建材の採用）、高耐久性材料の選定、メンテナンス性に配慮した計画及び建材の選定 	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全への貢献 地域経済への波及・地場産業の促進に寄与 庁舎の運用コストの削減
	【再生可能エネルギーの活用】 <ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電、太陽熱利用 	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎の運用コストの削減 災害時の活用
都市環境・地域環境の向上に貢献し、「岩手の持続可能なまちづくり・環境との共生を推進する」庁舎の構築	【県産木材の活用】 <ul style="list-style-type: none"> 内装材、什器・家具への活用 FSC 認証木材の採用 	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全への貢献 地域経済への波及・地場産業の促進に寄与
	【グリーンインフラの整備・景観への貢献】 <ul style="list-style-type: none"> オープンスペース・緑地空間の整備 在来種を取り入れた植栽計画 内丸エリアの景観形成、まちなみとの調和、デザインコードの策定 	<ul style="list-style-type: none"> 地域環境・まちづくりへの貢献 利用者の快適性の向上
	【県民の環境意識向上】 <ul style="list-style-type: none"> エネルギー使用量のモニタリング表示 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の環境保全への意識向上
未来の気候変動・環境変化を見据えた、「次世代の長寿命」庁舎の構築	【未来の運用の変化への対応】 <ul style="list-style-type: none"> スケルトン・インフィル※(建物の構造躯体(スケルトン)と内装・設備(インフィル)を分離し更新を容易にする設計手法)を明確にした施設構成 間仕切りのないオープンフロア 	<ul style="list-style-type: none"> 将来の更新費用の低減 運用コストの削減 フレキシブルな庁舎利用

(3) 協働に関する基本方針

基本理念

多様な主体が岩手の現在（いま）と未来（みらい）を共創する、
県民に親しまれ、愛される庁舎

基本方針

「多様な主体から連携先として求められる」能動的な官民共創環境の構築

- ✓ 「アイーナ」や「いわて若者カフェ」における県民協働に向けた取組も踏まえつつ、県、企業、大学、NPO等多様な主体が日常的に交流し、課題解決に資するアイデアやイノベーション創出を実現するためのスペースの整備を検討する。
- ✓ 職員が官民人事交流や研修等を通じて広い視野や柔軟な思考を育むとともに、県が主体的に課題やニーズを発信し、能動的な官民共創を標榜する県庁像を確立する。

DEIの視点を取り入れた「誰もが不自由なく利用でき、充実感を持って働ける」環境の構築

- ✓ 障がい当事者の意見やユニバーサルデザインの考え方を取り入れた建築計画を実践するとともに、就労支援機器の活用やオフィス設備等の整備により、障がいの有無に関係なく職員が働きやすく、来庁者も利用しやすい庁舎環境を整備する。
- ✓ 年齢、性別、国籍、障がいの有無等に関わらず、多様な背景や事情を持つ職員や来庁者が不自由なく働き、利用できる庁舎環境を整備する。
- ✓ 女性職員の割合や育児休業の取得率等、DEIに関する取組状況を可視化するとともに、研修の実施等を通じて職員の理解を促進する。

内丸地区の歴史を踏まえた「将来にわたり県民に親しまれる」庁舎像の構築

- ✓ 内丸地区の目指す将来像の実現に向け、人中心の空間づくりに貢献するとともに、内丸地区の歴史を踏まえた庁舎を整備する。
- ✓ 先駆的な県民スペースを導入した庁舎であったことを鑑み、職員のみならず、来庁者が自由に利用できるパブリックスペースの設置を検討するとともに、県及び市町村の情報を発信し、岩手に対する誇りと親しみを醸成する機能の設置を検討する。

図表 3-4 協働の理念に対応した導入する機能のイメージ

基本方針	具体的な機能・性能の例	導入の効果
「多様な主体から連携先として求められる」能動的な官民共創環境の構築	【協働・共創のための活動スペース】 ・ コワーキングスペース、セミナー・イベントスペース ・ ニーズやシーズの発信、マッチング機能 ※他の機能との兼用も検討	・ テレワーク環境の向上 ・ 利便性の向上と、ソフト事業との連携による新たなつながりの創出 ・ 様々な活動を見える化し、庁内外に発信できる
DEIの視点を取り入れた「誰もが不自由なく利用でき、充実感を持って働ける」環境の構築	【行政機能のユニバーサルデザイン】 ・ 移動空間、執務空間、トイレ、サイン等のユニバーサルデザイン 【多様性への配慮】 ・ 授乳室、キッズスペース、オールジェンダートイレ、カムダウン・クールダウンスペース※（様々な刺激から一時的に離れて心身を落ち着かせるための空間） ・ 当事者参画による設計プロセスの導入	・ 誰でも安心して利用でき、働ける庁舎環境の提供 ・ 障害者、性的マイノリティの方や、介護、子育て世代への配慮 ・ 多様性への理解促進、意識醸成
内丸地区の歴史を踏まえた「将来にわたり県民に親しまれる」庁舎像の構築	【景観への配慮】 ・ 壁面ラインの統一、高さを抑えたファサードデザイン、地域資源・県産木材・伝統技術等の活用	・ 街区としての魅力向上 ・ 一体感のある都市空間の形成への貢献 ・ 県の魅力発信、地場産業への貢献
	【ウォークアブルなまちづくりのための屋外空間】 ・ 積雪時の通路空間の確保、融雪装置 ・ ヒューマンスケールで滞留や活動の場が連続する多孔質な空間形成 ・ まちづくりを考慮した駐車場の計画	・ 庁舎利用の促進、滞在できる空間の提供 ・ 歩行者ネットワークの形成、敷地の連携、自家用車利用の抑制
	【利用の敷居を下げるためのパブリックスペース】 ・ 街区の連続性を見据えたオープンスペース、誰でも滞在できる屋内空間 ※災害時の活動を見据えた計画	・ 一体感のある都市空間の形成 ・ 災害時の防災活動スペースとしての活用を考慮 ・ 滞在できる空間の提供
	【情報発信機能・幅広い世代のための機能】 ・ 県政情報や観光情報の発信スペース ・ 展望スペース、レストラン等の飲食店や売店、銀行等の便利施設	・ 県の魅力の発信 ・ 訪れやすい庁舎機能の提供、利便性の向上 ・ 滞在できる空間の提供

(4) 働き方に関する基本方針

基本理念

職員が働きがいを実感しながら、
その能力と意欲を十分に発揮し、県民サービス向上に資する庁舎

基本方針

ウェルビーイングの視点を取り入れた「職員が働きがいを実感し、能力を十分に発揮できる」執務環境の構築

- ✓ 勤務する時間、場所、頻度を柔軟に選択できるような制度が整備されてきていることを踏まえ、希望する働き方や個々の事情に応じて不自由なく働ける環境を構築し、職員のエンゲージメントを向上させる。
- ✓ 各職員が有する能力・スキルや経験に応じて、適性を活かせる部署や勤務地への配置を可能とし、働き続ける場所としての県庁の魅力向上につなげる。
- ✓ 職務経験・専門性を重視した採用試験の実施や勤務地を限定したエリア採用などにより、多様な人材が活力を持って働くことができる環境を構築し、採用希望者の増加にもつなげる。

テレワーク等の活用による、「多様で柔軟な働き方」を可能とする執務環境の構築

- ✓ 職員が個々の事情に応じて、登庁を前提としない多様で柔軟な働き方ができるよう、在宅勤務やサテライトオフィス、フレックスタイム等を心理的な抵抗なく活用できる組織風土を醸成する。
- ✓ 申請のデジタル化に向けたシステムやユニファイドコミュニケーションサービスの活用、ペーパーレスを前提とした業務の推進等により、テレワークの実施にあたり阻害要因となりうる要素を解消し、勤務場所を問わず、効率性や行政の質の維持・確保を図る。

職員が専門性や創造性を発揮し、「県民サービスの向上」に資する執務環境の構築

- ✓ 活発なコミュニケーションによるアイデアの創出や部局間の連携・協働が促進されるよう、業務の性質や状況の変化に応じて適切なレイアウト等を選択できる、快適かつ柔軟な（ウェルビーイングな）執務環境を構築する。
- ✓ セキュリティ面の強化によって生成AI等新技術の導入可能範囲を拡大し、定型的な業務に関する職員の負担を軽減したうえで、職員が行政課題の解決や政策形成に関する業務に、より重点的に取り組める体制を整備する。

図表 3-5 働き方の理念に対応した導入する機能のイメージ

基本方針	具体的な機能・性能の例	導入の効果
<p>ウェルビーイングの視点を取り入れた「職員が働きがいを実感し、能力を十分に発揮できる」執務環境の構築</p>	<p>【執務環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ABW に対応したスペース（集中ブース、Web 会議ブース、ワークスペース、多様な打合せ・会議スペース、リチャージスペース等） ・ オープンフロア ・ 快適な執務環境（照明・空調） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務内容に応じた働く場所の選択 ・ 業務効率の向上 ・ 希望する働き方の実現 ・ 職員間のコミュニケーションの向上 ・ 職員のエンゲージメント向上 ・ 職場の魅力向上による多様な人材の確保
	<p>【職員のサポート空間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 休憩室、食堂、更衣室、ロッカールーム、職員専用トイレ、オフィ斯拉イブラリ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員のエンゲージメント向上 ・ 職員間のコミュニケーションの向上 ・ 職場の魅力向上による多様な人材の確保
	<p>【セキュリティ計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ セキュリティレベルに基づいた平面計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報セキュリティの向上 ・ 防犯性能の向上 ・ 来庁者・職員の動線の最適化
<p>テレワーク等の活用による、「多様な働き方」を可能とする執務環境の構築</p>	<p>【ユニファイドコミュニケーションの活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ユニファイドコミュニケーション※(音声通話・ビデオ会議・メール・チャットなど複数のコミュニケーション手段を統合したシステム)の導入 ・ モバイル PC、クラウド PBX※(電話交換機をクラウド上に設置し、電話機能を利用できるサービス)、IP 電話の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務内容に応じた働く場所の選択 ・ 業務効率の向上 ・ 希望する働き方の実現 ・ 職員のエンゲージメント向上 ・ 職場の魅力向上による多様な人材の確保
	<p>【Web 会議や打ち合わせに対応した執務環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Web 会議ブース、集中ブースの設置 	
<p>職員が専門性や創造性を発揮し、「県民サービスの向上」に資する執務環境の構築</p>	<p>【デジタル技術の活用による業務の効率化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ICT、AI の積極的な活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務効率の向上 ・ 定型的な業務の負担を軽減し、行政課題の解決や政策形成業務へのシフト ・ 職場の魅力向上による多様な人材の確保

3 議会機能の整備に係る基本方針

県議会は、地方自治法及び岩手県議会基本条例に基づく議決機関であり、二元代表制の下、知事をはじめとする執行機関から独立し、対等の立場として、相互に牽制しつつ、互いに協力して県政運営を担い、県民福祉の向上と県勢の発展に寄与することを目的に活動しています。

県庁舎再整備に当たっては、議会活動や議員活動が円滑に行われ、県民参加の機会の充実等が図られるよう、県議会議長から知事に提出された意見書（令和7年9月22日）の内容も踏まえつつ、議会機能の整備に係る基本方針を以下のとおり設定します。

基本方針

- ✓ 県民に開かれ、親しまれる議会機能の整備を目指します。
- ✓ 案内表示や施設内機能、傍聴席の充実など、来庁者の利便性の向上を図るとともに、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した施設とします。
- ✓ 円滑な議会運営や議員活動が行われるよう、効率的な諸室配置や議員の執務環境改善に対応した施設とします。
- ✓ DXの進展に対応した施設とするとともに、セキュリティ対策の向上を図ります。
- ✓ 整備コストの最適化や財政負担に配慮しながら整備を進めます。

※ 具体的な諸室の配置や面積、設備等の整備については、基本計画や設計等の各段階に応じて、県議会の意見も踏まえながら検討していきます。

図表 3-6 開かれた議会の実現のための機能・性能の導入事例

機能・性能の導入事例	導入の効果
<ul style="list-style-type: none">・ 傍聴ロビー、イベント、地域交流スペース、議会情報の発信スペースの導入・ 議場への親子傍聴室、字幕表示システム、ヒアリンググループ（聴覚補助装置）の導入・ 議場や委員会室の議会に限らない用途への利活用・ 災害等発生時のスペースの利活用	<ul style="list-style-type: none">・ 議会への親しみの醸成、県民の庁舎利用の促進・ 訪れやすい議会環境の提供、議会傍聴の促進・ 議会への参加機会増進、意識醸成・ 議会閉会中の諸室の有効活用、稼働率の向上

4 整備地区

在り方報告書では、整備地区の評価・方向性として、現在の県庁舎が立地している内丸地区が、交通アクセス、他の官公署との関係、災害耐性、周辺の街づくりへの貢献等の観点から、県庁舎の整備に適していると評価しました。

基本構想では、現庁舎の敷地内での整備を前提としつつ、内丸地区及びその周辺の建物の位置関係や自然的・社会経済的な条件、まちづくりとの調和などについて整理したうえで、改めて整備地区について評価を行いました。

その結果、内丸地区は、交通の利便性や他の官公署との関係、危機管理対応に優れ、まちづくりとの調和にも資することから、優位性が高いと評価しました。

駐車場の確保が課題ではありますが、現在の敷地を活用することで用地取得が不要となり、供用開始までの期間を短縮することが可能となることから、現在の敷地内での整備を検討していきます。

図表 3-7 整備地区の評価結果

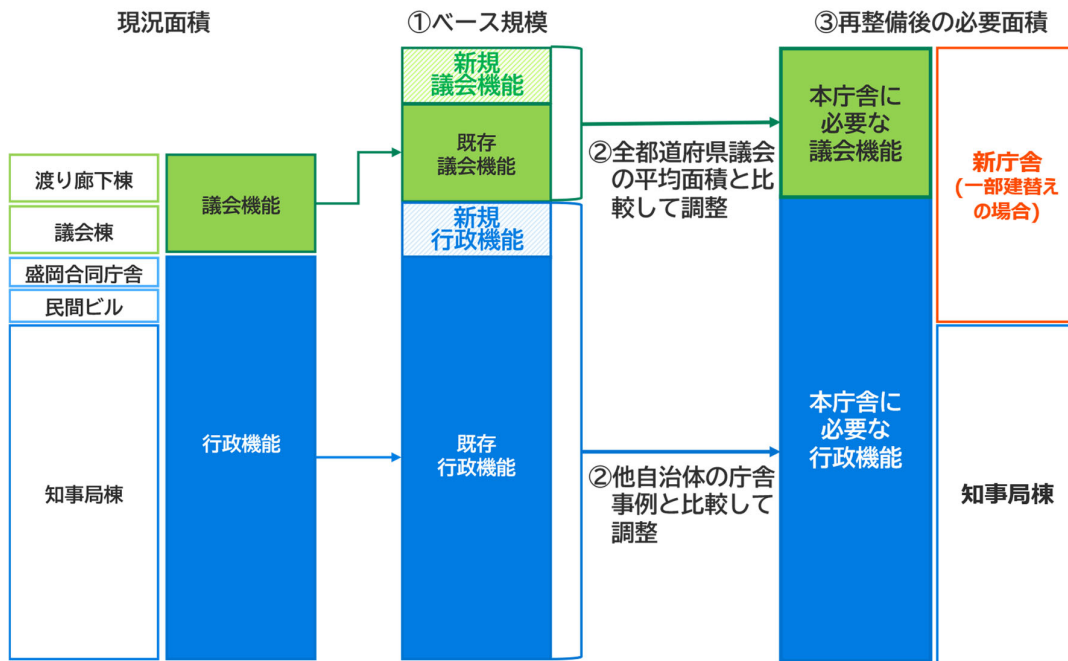
分類	評価項目	評価内容
施設の位置関係	位置関係	・周辺は行政機関をはじめ、金融機関、報道機関、県民利用施設などが集約、内丸地区は一団地の官公庁施設を形成し、本県行政の中心地となっている。
自然的な条件	災害の影響	・浸水：顕著な影響はなし（周辺では 0.5m 未満又は 0.5m 以上 3.0m 未満） ・地震：北上低地西縁断層帯型地震で震度 6 弱 ・火山：岩手山の噴火による降灰 10 cm 以上の想定エリアから外れている。
	災害時の活動拠点	・主要道路や東北自動車道へのアクセスに優れ、災害時の活動拠点に適している。
社会経済的な条件	交通アクセス	・「県庁・市役所前」のバス停は市内でも有数の高頻度運転区間に位置し、特に交通利便性に優れている。
都市計画との関係	都市計画との関係	・商業地域（容積率：600%）、一団地の官公庁施設（建ぺい率:40%）
まちづくりとの調和	内丸地区とその周辺	・内丸地区周辺にはオフィスビルが集積し、本県の経済活動の中心となっている。また、南側には盛岡城跡公園が位置し、周辺の自然・歴史・文化資源とともに歴史と観光の散策エリアを形成している。 ・盛岡市の内丸プラン基本方針編には、ウォークアブルなまちづくりやオープンスペースの確保が掲げられており、県庁舎もまちづくりとの調和が期待されている。
敷地条件	用地取得、駐車場の確保、仮庁舎の活用可能性	・県庁舎周辺には、建替えをするための十分な県有地がない。 ・現在の敷地を活用することで、用地取得が不要、供用までの期間の短縮が可能。 ・仮庁舎として、周辺の県有施設の活用可能性が考えられる。 ・現在の敷地で再整備する場合は、駐車場の確保が課題となる。

第4章 庁舎規模

1 規模算出の考え方

行政機能と議会機能のそれぞれについて、①既存機能と新規導入を想定する機能を積み上げたベース規模を算出し、②ベンチマークとする他自治体庁舎の事例と比較し調整することで、③再整備後に必要な機能の面積を算出しました。

図表 4-1 庁舎規模算出の考え方



※ 県庁舎と同等又はそれ以上の規模の本庁舎を有する自治体を比較対象とする。

2 庁舎規模の算出

(1) 行政機能及び議会機能

行政機能及び議会機能について、再整備後の必要な機能の面積を算出したところ、行政機能の面積は 44,428.7 m²、議会機能の面積は 8,396.8 m²となりました。

基本計画以降の庁舎規模の精査に当たっては、各種機能の必要性を見極めるとともに、場所にとられない働き方が常態化することによる出勤率の削減や行政文書の更なるペーパーレス化・ストックレス化の可能性についても考慮していきます。

なお、議会機能については、引き続き県議会の意見を踏まえながら検討を進めていきます。

図表 4-2 庁舎規模の算出

機能	ベース規模 (m ²) A	一人あたり面積(m ² /人)		人数 ^{※2}	必要面積 (m ²)	備考		
		ベース 規模 a	ベンチマーク 規模 ^{※1} b					
行政機能	執務室	13,140.0	6.30	6.53	2,081 人 (R7 職員数)	13,595.0	執務室、会議室など、ベース規模では面積が不足すると考えられる機能については、ベンチマーク規模を採用。それら以外の機能については、ベース規模を採用。	
	会議室	1,124.6	0.50	1.23		2,565.9		
	書庫・倉庫	2,628.6	1.30	1.05		2,628.6		
	その他諸室	2,740.7	1.30	1.42		2,963.6		
	危機管理機能	2,141.4	1.00	0.20		2,141.4		
	県民サービス機能	2,965.2	1.40	1.34		2,965.2		
	共用部	—	—	7.48		15,569.0		bに職員数を乗じた数値を採用。
	免震層 ^{※3}	2,000.0	—	—		—		2,000.0
合計	26,740.5	—	—	—	44,428.7	—		
議会機能	7,622.0	155.8	174.9	48 人 (議員数)	8,396.8	bに議員数を乗じた数値を採用。		

※1 行政機能については、県庁舎と同等又はそれ以上の規模の本庁舎を有する自治体の事例の平均値。議会機能については、全都道府県の議会面積の平均値。

※2 令和 7 年 4 月 1 日時点の本庁舎に勤務する職員数及び県議会議員数。

※3 中間免震化工法を採用する場合、地下 1 階の有効面積が大幅に減少することを考慮。

(2) 駐車場

盛岡市の「建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例」の規定に基づき、新庁舎整備後の延床面積に応じた駐車場の必要台数を試算したところ、265 台となりました。これを全て自走式駐車場（1 台あたり 30 m²）として整備する場合には、7,950 m²程度の面積が必要となることが見込まれます。

図表 4-3 駐車場面積の算出

機能	必要台数 (台)	1 台あたり面積 (m ²)	必要面積 (m ²)
駐車場	265	30.0	7,950.0

3 必要とされる庁舎規模

行政機能と議会機能の必要面積を合計し、本庁舎に必要な面積を算出すると、52,825.5 m²となりました。

図表 4-4 必要とされる庁舎規模
(単位：m²)

機能	必要面積
行政機能	44,428.7
議会機能	8,396.8
合計	52,825.5

在り方報告書における各整備パターン別に整理すると、改修のみ実施の場合には、15,186 m²不足することが見込まれます。一部建替の場合には、新庁舎の面積は 21,797.8 m²（約 22,000 m²）と試算されます。

なお、駐車場の必要台数を確保する方法について、引き続き検討が必要となります。

図表 4-5 各整備パターン別の各棟の規模

(単位：m²)

棟	必要面積	改修のみ実施	一部建替	全て建替
		知事局棟	31,027.7	31,027.7
議会棟	6,612.1			
新庁舎		21,797.8		
不足分	—	▲15,185.7	0	0
参考：立体駐車場	7,950.0	7,950.0		

第5章 整備パターン

1 整備パターンの整理

在り方報告書において、「全て建替」の場合、他の案に比較して多額の整備費用を要し、整備手法として採用することは極めて困難とされました。今般、基本構想の策定にあたり「改修のみ実施」、「一部建替」の2案について、整備パターンを作成し、比較検討を行います。

図表 5-1 在り方報告書における整備パターンの評価結果

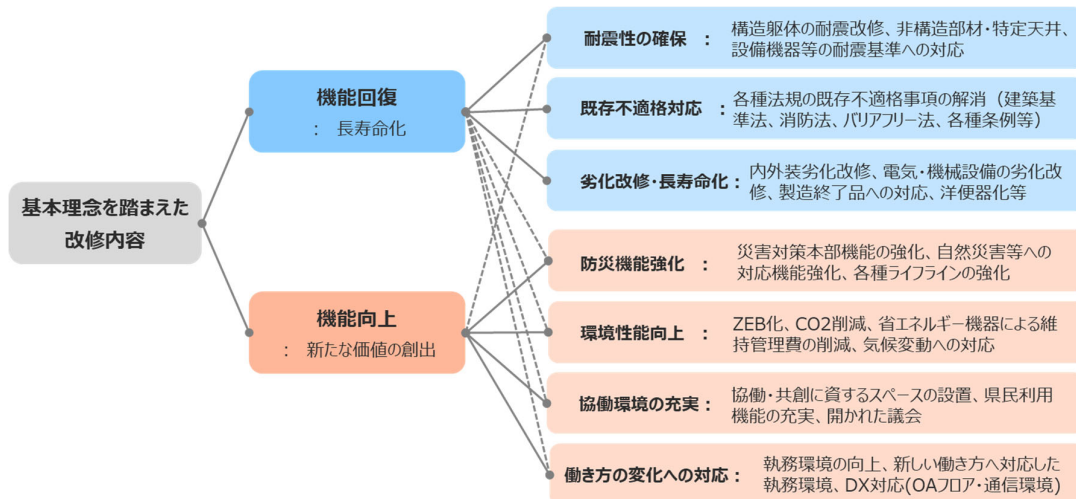
	①改修のみ実施	②一部建替	③全て建替
延べ面積	37,640 m ²	57,161 m ²	72,000 m ²
初期費用	230.2 億円	417.2 億円	596.8 億円
50年間の一般財源負担	720.1 億円	919.7 億円	1,278.8 億円
単年度の県債償還額	6.6 億円	13.1 億円	20.2 億円
将来負担比率	209.8%	215.5%	221.5%
機能面からの評価	<ul style="list-style-type: none"> × 防災性能に係る既存不適格項目全ての改善は困難 × 有効面積が減少するため、災害対策のスペースの拡充は困難 △ 省エネ性能の向上の程度は、専門的な検討が必要 	<ul style="list-style-type: none"> × 防災性能に係る既存不適格項目全ての改善は困難 ○ 防災拠点として不足する機能は新庁舎で補完が可能 ○ 不足面積を補完でき、知事局棟も自由度のある計画が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災拠点として必要な性能を持つ庁舎を整備可能 ○ 必要な環境性能を持った庁舎を整備可能 △ 将来の職員数や働き方の変化を長期に見越した計画が必要
経費効率の評価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 初期費用については、3つの整備パターンの中で最も低い × 改修範囲・程度によっては工事費等が上振れする可能性 × エネルギー効率改善に限度があり、費用低減としない可能性 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新庁舎に本庁勤務職員を配置できれば、知事局棟は建替不要となり、ライフサイクルコストを大幅に低減できる可能性 × 新庁舎整備には有利な地方債を活用できないため、県負担が増 	<ul style="list-style-type: none"> × 他の整備パターンと比較すると突出して財政負担が大きく、財政の持続可能性に大きな影響を与える可能性
庁舎のフレキシビリティの評価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 30年程度先の庁舎建替の規模・必要性を見極めるための時間的な留保ができる × 庁舎内スペースが不足し、周辺の県有施設と併せ、機能の最適配置を検討していく必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 30年程度先の庁舎建替の規模・必要性を見極めるための時間的な留保ができる ○ 新庁舎と知事局棟の間で、柔軟な機能の配置見直しが可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現時点で求められる庁舎規模を理想的に充足させた設計が可能 × 想定以上に職員数が減少した場合、余剰スペースが発生・漸増

2 改修内容の整理

(1) 改修内容の考え方

各整備パターンに共通する改修内容については、基本理念を踏まえ、劣化した機能を新築時の水準に回復する「機能回復」、新たな価値の創出を目指す「機能向上」として分類した上で、整理を行いました。

図表 5-2 改修内容の考え方



(2) 機能回復改修

ア. 機能回復改修

劣化した機能を新築時の水準に回復し、長寿命化に資する改修を実施する機能回復改修の主な内容は以下のとおりです。

図表 5-3 機能回復に資する主な改修内容

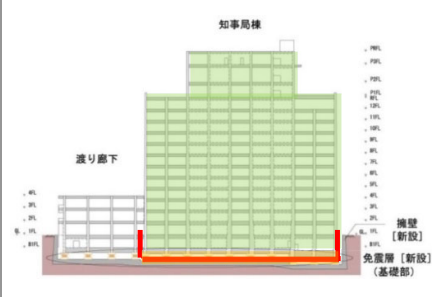
種別	整備概要		
	知事局棟	議会棟	
機能回復	耐震性の確保	・ 中間免震化工法	・ 従来工法
	既存不適格対応（安全性向上・バリアフリー対応）	・ 11階、12階に防火区画(高層面積区画)の壁を設置、スプリンクラー設備を設置 ・ 非常用エレベーターの設置 ・ バリアフリー法への適合等	・ バリアフリー法への適合等
	劣化改修・長寿命化	・ 外壁等躯体コンクリートの補修、内外装仕上げの更新 ・ 外部の建具を断熱サッシに更新、内部の木製建具、鋼製建具を更新 ・ 各種設備機器の更新等	

イ. 知事局棟の耐震改修工法

知事局棟の耐震性の確保に当たっては、地震時の業務継続性と執務室への工事の影響が最も少ない、免震化工法を軸として検討を行うこととしています。

免震化に当たっては、基礎免震は地下掘削を伴い、不確定要素が多いことから、地下1階中間免震化工法を軸に検討を行います。

図表 5-4 知事局棟の耐震化工法の比較

工法	基礎免震化工法改修	中間免震化工法改修
イメージ		
耐震化計画	地下を掘削し免震層を作り、免震棟と建物の間に積層ゴムを挟み、建物への地震エネルギーの入力自体を軽減して応答を小さくすることで、建物全体の耐震性を向上	地下1階に積層ゴムを挟み、建物への地震エネルギーの入力自体を軽減して応答を小さくし、地上階から上部の耐震性を向上
耐震性能	建物全体で、地震の揺れとは異なるゆっくりとした揺れとなり、揺れは大きく軽減	免震層より上部で、地震の揺れとは異なるゆっくりとした揺れとなり、揺れは大きく軽減
業務継続性	建物全体の内部のダメージを防ぎ、大地震後の業務継続性が可能	免震層上部の内部のダメージを防ぎ、大地震後の建物上部の業務継続が可能
実現可能性	基礎掘削や擁壁設置による免震層範囲の制限や、地盤が固く掘削の難易度が高い	・地下1階の有効面積の減少、機能の制限 ・機械室に影響あり
非構造部材・備品・建築設備	・特定天井対応、備品の転倒・移動対応 ・設備配管等の吊材の補強、盤等の転倒防止	・特定天井対応、備品の転倒・移動対応 ・設備配管等の吊材の補強、盤等の転倒防止
工期	・各階への改修の影響はほぼ無い ・地下掘削・免震層工事に期間がかかる	・免震階以外の階への改修の影響は少ない ・掘削不要のため基礎免震より工期が短い
工事費	・地下掘削、免震層の構築に多大な工事費 ・地盤状況により、工事費の増加の懸念	地下掘削が不要となるため、基礎免震より安価になる
評価	△業務継続性能が高く、執務への影響が最も少ないが、地下掘削による不確定要素が多い	○業務継続性能が高く、執務への影響が比較的少ない

ウ. 議会棟及び渡り廊下棟の耐震改修工法

議会棟及び渡り廊下棟は低層であり、強度抵抗型で靱性が小さいことから、制震要素が有効に働きにくく、耐震壁やブレース等を増設しても機能性への影響が少ないことから、従来工法で補強することを想定します。

図表 5-5 議会棟及び渡り廊下棟の耐震化工法

棟	議会棟	渡り廊下棟
工法	従来工法改修（補強工法）	従来工法改修（補強工法）
改修イメージ		
耐震化計画	耐震壁や鉄骨ブレースを増設し、地震力に構造体（柱や梁、壁、ブレース）自体の強度で抵抗することで、建物全体の耐震性を向上	耐震壁や鉄骨ブレースを増設し、地震力に構造体（柱や梁、壁、ブレース）自体の強度で抵抗することで、建物全体の耐震性を向上
耐震性能	地震時の揺れは制震や免震と比べ大きい	地震時の揺れは制震や免震と比べ大きい
業務継続性	地震後の建物内へのダメージは少なからず発生	地震後の建物内へのダメージは少なからず発生
実現可能性	内外部への耐震要素の設置のため外観への影響や、使い勝手が下がる	内外部への耐震要素の設置のため外観への影響や、使い勝手が下がる
非構造部材・備品・設備機器	<ul style="list-style-type: none"> ・特定天井の改修が必要 ・備品の強固な転倒対応、設備配管等の吊材の補強、盤等の転倒防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・備品の強固な転倒対応、設備配管等の吊材の補強、盤等の転倒防止
工期	仮設議会への仮移転を要する	仮設議会への仮移転を要する
工事費	各階の耐震要素のみであり、最も安価	各階の耐震要素のみであり、最も安価
評価	○最も安価であるが、地震時のダメージ、執務室分断有り	○最も安価であるが、地震時のダメージ、執務室分断有り

(3) 機能向上改修

新たな価値の創出を目指す「機能向上」に資する改修内容のうち、主なものは以下のとおりです。

図表 5-6 機能向上に資する改修内容

種別		整備概要	
		知事局棟	議会棟
機能向上	防災機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水の侵入を防ぐ止水板を出入口等に設置 ・ 電力引込設備を変電所からの 2 回線受電に更新 ・ 非常用発電設備の更新及び 3 日分の燃料備蓄 ・ 1 週間分の緊急排水槽を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水の侵入を防ぐ止水板を出入口等に設置
	環境性能向上 (脱炭素、地球環境対応)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外壁に面する部分の断熱を強化 ・ エネルギー管理システム(BEMS)を導入 ・ 太陽光発電設備 + 蓄電池設備を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外壁に面する部分に断熱を強化
	協働環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ コワーキングスペースを設置 ・ キッズスペースを設置 ・ オープンスペースを設置 ・ 展望スペースを設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親子傍聴室を設置
	働き方の変化への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 執務室に OA フロアを設置 ・ コワーキングスペースを設置 ・ オープンスペースを設置 	

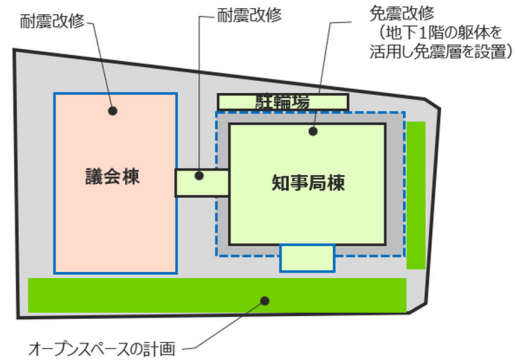
3 整備パターン

(1) 改修のみ実施

ア. 案の考え方

- ・ 知事局棟については、既存の地下1階の躯体を活用して免震層を設置する「地下1階中間免震化工法」にて改修します。
- ・ 議会棟、渡り廊下棟については、耐震壁、ブレースの増設等を行う、「従来工法（耐震補強）」にて改修します。
- ・ 各棟共通して、劣化した部分を改修する「機能回復」と、新たな価値を創出する「機能向上」改修を実施します。

図表 5-7 改修のみ実施の配置イメージ



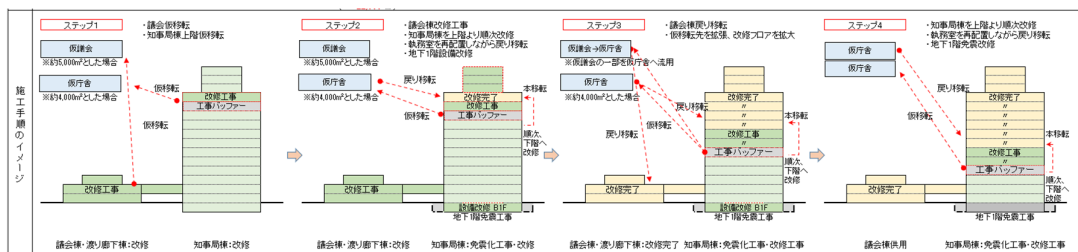
イ. 計画面積

- ・ 約 37,640 m²（知事局棟 31,027.7 m²、議会棟・渡り廊下棟 6,612.1 m² 既存のまま）
- ・ 必要面積に対し、約 15,000 m²不足するため、導入機能の精査、テレワーク率の考慮、近隣県有施設の活用、民間オフィスビルの賃貸等により、不足面積への対応が必要となります。

ウ. 施工手順・整備期間

- ・ 工事に先立ち、議会機能（約 5,000 m²）及び執務機能（4,000 m²以上）の仮移転先の確保が必要となります。
- ・ 知事局棟の改修に当たっては、2～3フロア程度が随時移転しながら工事を実施する、居ながら改修となります。
- ・ 整備期間は、仮移転先の確保状況により大きく異なりますが、議会棟の改修着手から約 8年が想定されます。

図表 5-8 改修のみ実施の施工手順のイメージ

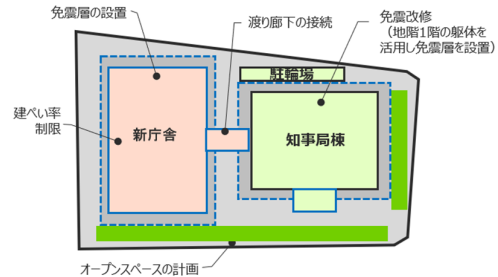


(2) 一部建替

ア. 案の考え方

- ・ 知事局棟については、既存の地下1階の躯体を活用して免震層を設置する「地下1階中間免震化工法」にて免震化するとともに、「機能回復」及び「機能向上」改修を実施します。
- ・ 新庁舎棟については、議会棟解体後に、議会機能、防災機能及び現庁舎に不足する機能を備えた庁舎を建設します。

図表 5-9 一部建替案の配置イメージ



イ. 計画面積

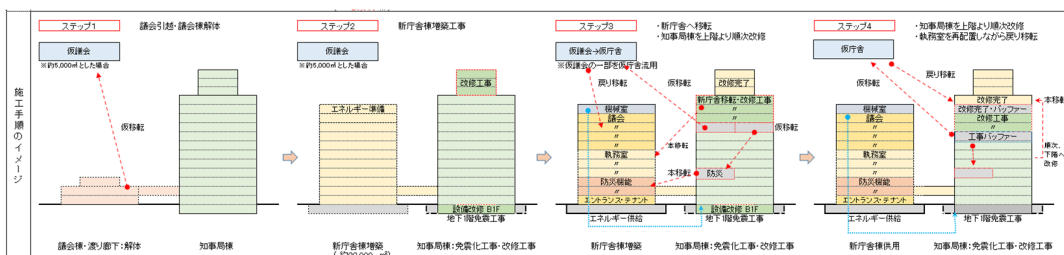
- ・ 約 53,028 m²※（新庁舎棟約 22,000 m²、知事局棟 31,027.7 m²）
- ・ 導入する機能、テレワーク率、文書削減量等を考慮の上、必要面積の精査を継続して行っています。

※ 新庁舎の面積を概数としているため、必要とされる庁舎規模（P 43）とは不一致であるもの。

ウ. 施工手順・整備期間

- ・ 工事に先立ち、議会機能（約 5,000 m²）の仮移転先の確保が必要となります。
- ・ 知事局棟は居ながら改修となりますが、新庁舎の完成後、知事局棟から新庁舎へ執務室等の一部が移転することにより、庁外への仮移転は最小限で済みます。
- ・ 整備期間は仮移転先の確保状況により大きく異なりますが、議会棟の解体着手から約 10 年が必要となることが想定されます。

図表 5-10 一部建替の施工手順のイメージ



4 事業費及びライフサイクルコストの算出

(1) 事業費及びライフサイクルコスト算出の考え方

事業費及びライフサイクルコストの算出に当たっては、下表のとおり、過去の整備事例や国土交通省の基準等をもとに算出します。

図表 5-11 事業費及びライフサイクルコスト算出の考え方

項目	内容	算出の考え方
事業費 (建設工事費)	新庁舎 建設費	<ul style="list-style-type: none"> 過去の整備事例をもとに工事費を算出。 高騰する建設物価への対応や地域性を考慮するため、1㎡当たりの工事単価を調整。 近年の経費率の変更による経費率の上昇も反映。
	既存庁舎 改修費	<ul style="list-style-type: none"> 過去の庁内検討結果や、設計事務所の改修実績をもとに、改修工事費を算出。 高騰する建設物価への対応や地域性を考慮するため、1㎡当たりの工事単価を調整。
	既存庁舎解 体費	<ul style="list-style-type: none"> 過去の事例をもとに工事費を算出。 高騰する建設物価への対応や地域性を考慮するため、1㎡当たりの工事単価を調整。 近年の経費率の変更による経費率の上昇も反映。
	外構整備費	<ul style="list-style-type: none"> 過去の整備事例をもとに工事費を算出。 外構、広場、緑地、平面駐車場全体での平均的な1㎡当たりの単価とする。
LCCコスト	大規模改修 ・修繕費	<ul style="list-style-type: none"> 「令和5年度 建築物のライフサイクルコスト」(国土交通省官庁営繕部)をもとに算出。
	維持管理費	
	光熱水費	
(参考) 立体駐車場費 (事業費、LCCとは別に試算)		<ul style="list-style-type: none"> 過去の事例をもとに工事費を算出。 高騰する建設物価への対応や地域性を考慮するため、1㎡当たりの工事単価を調整。 近年の経費率の変更による経費率の上昇も反映。

(2) 事業費の試算結果

県庁舎再整備に係る事業費を整備パターン別に試算すると、改修のみ実施は約 341 億円で、一部建替についても、直近の庁舎整備の事例をもとに試算した結果、約 537 億円となりました。

図表 5-12 整備パターン別の建設費の試算結果

	改修のみ実施			一部建替		
	整備面積 (㎡)	単価 (千円/㎡)	整備費 ^{※1} (億円)	整備面積 (㎡)	単価 (千円/㎡)	整備費 ^{※1} (億円)
新庁舎整備	－	－	－	22,000	1,104	242.9
議会棟・ 渡り廊下棟改修	6,612	672	44.4	－	－	－
知事局棟 改修 ^{※2}	31,028	937 ^{※3}	290.6	31,028	930	281.3
敷地整備費 (外構)	－	－	5.9	－	－	6.6
議会棟・ 渡り廊下棟解体	－	－	－	(6,612)	88	5.8
合計	37,640	－	340.9	53,028	－	536.6
(参考) 駐車場整備費				7,950	139	11.1

※1 金額は税込み。端数処理の関係で、整備面積に㎡単価を乗じても一致しない箇所がある。

※2 知事局棟の改修は、中間免震改修で積算した。

※3 改修のみ実施における知事局棟の改修には、緊急排水槽の設置や電気供給の二重化など、災害時のバックアップ機能等の費用が含まれており、一部建替よりも整備単価が高くなっている。

(3) ライフサイクルコスト(LCC)の試算結果

知事局棟を竣工 100 年（2065 年）で建替えると仮定し、新庁舎の建設後、法定耐用年数（50 年）を迎えるまで（2080 年頃）にかかるライフサイクルコスト（LCC）を試算すると、改修のみ実施の場合約 899 億円、一部建替の場合約 934 億円と試算され、大きなコスト差はありません。

図表 5-13 LCC の試算結果

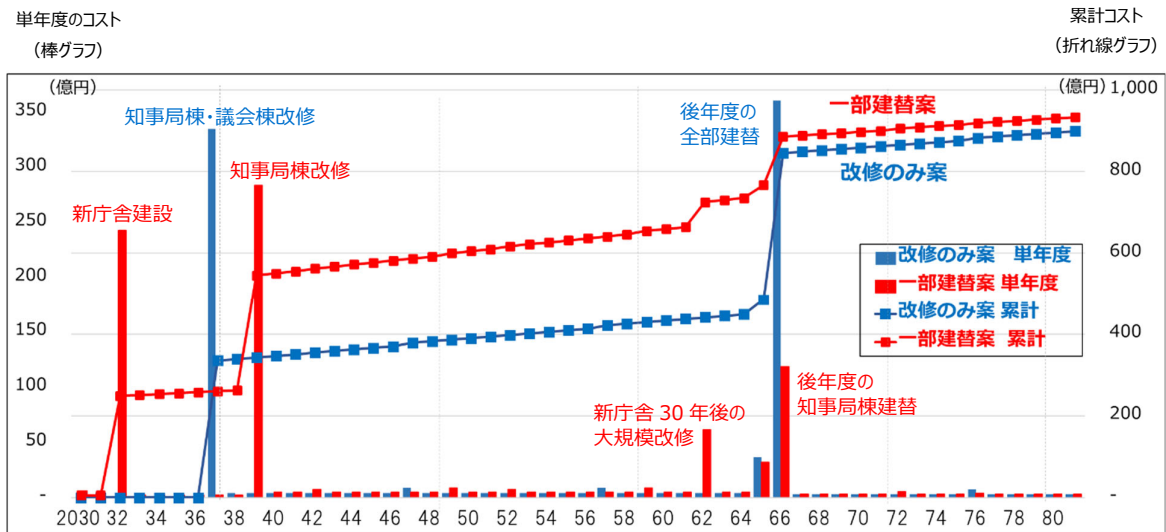
(単位：億円)

	① 改修のみ実施	② 一部建替	差引 (②－①)
延べ面積	37,640 m ²	53,028 m ²	15,388 m ²
整備費用 ^{※1} (②は解体費を含む)	340.9	536.6	195.7
後年度の全部建替コスト ^{※2}	354.3	128.2	△226.1
大規模改修費・修繕費・ 維持管理費等 (2030～2080 年：50 年間)	201.0	268.8	67.8
ライフサイクルコスト (2030～2080 年：50 年間)	899.2	933.6	34.4

※1 仮設庁舎等の費用は含まない。

※2 在り方報告書の試算をもとに、2050～2060 年頃に職員数が△17.2%減少し、その時点で必要となる庁舎面積 32,303 m²を確保するための建替えを想定したものの。

図表 5-14 LCC の試算結果 (グラフ)



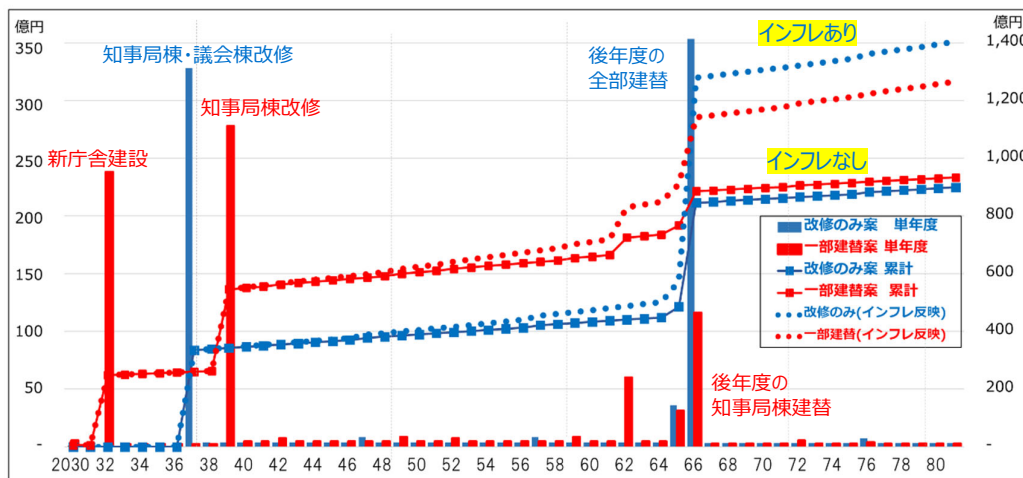
【参考：将来の物価上昇を反映したLCC試算】

図表 5-14 の LCC の試算結果は、将来の物価上昇を考慮していませんが、仮に建設費や大規模改修費、修繕費、維持管理費等が、現在の消費者物価指数（生鮮食品とエネルギー関連を除く）と同程度の年率 2% で上昇すると仮定して LCC を試算した場合、改修のみ実施が約 1,403 億円、一部建替が約 1,265 億円と見込まれます。

この場合、一部建替は、将来的に建替等の経費が多額となる改修のみ実施と比較して、LCC が約 137 億円下回る試算となります。

(単位：億円)

期間	改修のみ実施①	一部建替②	差引 (②-①)
延べ面積	37,640㎡	53,028㎡	15,388㎡
整備費用	340.9	536.6	195.7
後年度の全部建替コスト	354.3	128.2	△226.1
大規模改修費・修繕費・維持管理費等	201.0	268.8	67.8
ライフサイクルコスト	899.2	933.6	34.4
建設費等の上昇を見込んだLCC (年率 2%)	1,403.4	1,265.8	△137.6



(4) 将来の財政負担額

一般的な庁舎整備における財源として、一般財源や基金、地方債などが活用されており、県庁舎の再整備に活用できる地方債としては、現時点で緊急防災・減災事業債及び一般単独事業債が想定されます。

このうち、緊急防災・減災事業債は、庁舎の耐震化や災害対策本部の整備に係る費用に充当できるとされており、充当率は100%、後年度の県債償還額に対する交付税措置率は70%と財政措置が厚くなっています。

県庁舎の整備に当たっては、有利な地方債の活用や活用可能な各種補助事業の調査、基金の積立ての検討を行い、財政負担の軽減・平準化を図ります。

図表 5-15 整備時の県債発行額・一般財源 (単位：億円)

期間	改修のみ実施①	一部建替②	差引 (②-①)
整備費用①	340.9	536.6	195.7
県債発行額②	272.2	421.3	149.1
緊急防災・減災事業債 (充当率 100%)	66.4	59.2	△7.2
一般単独事業債 (充当率 75%)	205.8	362.1	156.3
一般財源 (①-②)	68.7	115.3	46.6

図表 5-16 後年度の県債償還額 (償還期間 30 年、借入金利 2.5%の場合) (単位：億円)

期間	改修のみ実施①	一部建替②	差引 (②-①)	
累計	県債償還額 (累計) ①	396.4	613.5	217.1
	交付税措置額 (累計) ② (緊急防災・減災事業債 (措置率 70%))	67.7	60.4	△7.3
	一般財源累計 (①-②)	328.7	553.1	224.4
単年度	単年度ベースの県債償還額 ③	13.9	21.1	7.2
	単年度ベースの交付税措置額 ④	2.4	2.1	△0.3
	県債償還に係る実質的な 一般財源 (③-④)	11.5	19.0	7.5

5 整備パターンの比較・評価

(1) 整備パターンの整理

図表 5-17 「改修のみ実施」の評価

機能・性能		改修のみ実施	
		議会棟・渡り廊下	知事局棟
延床面積		約 6,612 m ²	約 31,028 m ²
機能回復	耐震性能	○ 耐震改修(従来工法改修)による耐震性	○ 地下1階免震化改修による耐震性確保、業務継続性向上
	既存不適格	△ 有効面積の減等、制約有	△ 有効面積の減等、制約有
	劣化改修	○ 機能回復が可能	○ 機能回復が可能
機能向上	防災拠点	△ スペース・対応に制限	△ 防災拠点スペースを設置しても、スペース・対応に制限
	環境性能	○ 省エネ基準を満足する	○ 省エネ基準を満足する
	県民・協働スペース	△ スペース確保に制約	△ スペース確保に制約
	執務環境	△ 耐震要素による執務室の分断・制限	△ 改修による有効面積の減少に伴い、必要な執務面積を確保できない恐れ
仮設	○ 仮設議会へ仮移転必要 移転期間は短い	△ 仮設庁舎への仮移転必要 必要面積が大きい	
工期	○ 比較的短期間	△ 居ながら改修で工期を要する	
コスト	○ 安価	○ 一部建替えよりも改修費用はやや高額	
整備期間(仮設除)	約 8年		
整備費用(仮設除)	約 341 億円 (税込)		
ライフサイクルコスト	約 899 億円 (2030～2080年の50年間・税込)		
活用可能な財源	緊急防災・減災事業債等		

図表 5-18 「一部建替」の評価

機能・性能		一部建替	
		新庁舎	知事局棟
延床面積		約 22,000 m ²	約 31,028 m ²
機能回復	耐震性能	○ 免震構造による耐震性確保・揺れ軽減	○ 地下 1 階免震化改修による耐震性確保、業務継続性向上
	既存不適格	○ 最新法規へ対応可	○ 有効面積の減等制約有 (不足面積を新庁舎でカバー可能)
	劣化改修	○ 最新機能へ対応可	○ 機能回復が可能
機能向上	防災拠点	○ 十分な防災拠点スペース確保可	○ 新庁舎へ防災拠点機能を移転
	環境性能	○ 最新環境性能へ対応可	○ 省エネ基準を満足する
	県民・協働スペース	○ スペース確保可能	○ スペース確保に制約 (不足面積を新庁舎でカバー可能)
	執務環境	○ 最適な執務環境の確保	○ 新庁舎への一部執務室の移転により、必要面積を確保可能
仮設	△ 仮設議会へ仮移転必要 移転期間は長い	○ 新庁舎完成後、仮設庁舎は最小限で済む	
工期	△ 改修に比較して工期がかかる	○ 居ながら改修で工期要するが、新庁舎完成後に移転することで工期短縮可	
コスト	△ 新築に多大なコストがかかる	○ 新庁舎で機能を賄うため、改修のみよりやや安価	
整備期間(仮設除)	約 10 年		
整備費用(仮設除)	約 537 億円 (税込)		
ライフサイクルコスト	約 934 億円 (新庁舎竣工後、2030～2080 年の 50 年間・税込)		
活用可能な財源	緊急防災・減災事業債等		

(2) 整備パターンの評価

ア. 防災性・安全性【改修のみ実施：△ 一部建替：○】

- ・ 本県では、東日本大震災津波をはじめとする幾多の災害を経験してきましたが、これらの教訓を踏まえ、県民の安全・安心を不断に確保していくことが重要な使命であり、県庁舎再整備では防災拠点の機能強化が必要です。
- ・ 一部建替の場合は、新庁舎に災害対策本部機能の整備が可能となる一方、改修のみ実施では、知事局棟の有効面積に限度があるため、既存の執務室を庁外に転出させる必要があります。

イ. 機能性【改修のみ実施：△ 一部建替：○】

- ・ 人口減少や社会構造の変化に対応していくため、本県でも行政サービスの質向上や業務の効率化が求められており、県庁舎再整備では、官民共創の推進や職員の働き方の最適化などに対応していくための機能・スペースの確保が必要です。
- ・ 一部建替の場合は、官民共創スペースの確保や柔軟な執務室配置などが可能となる一方、改修のみ実施では、知事局棟の有効面積に限度があるため、庁外の県有施設も含めて、機能・スペースの配置を考える必要があります。

ウ. 工期・コスト【改修のみ実施：△ 一部建替：△】

- ・ 一部建替の整備期間は約 10 年と、改修のみ実施の 8 年より長いものの、知事局棟における免震改修工事の完了までは約 6 年がかかるのに対し、新庁舎は約 4 年での完成が見込まれるため、一部建替の方が短期間で災害対策本部機能等の確保が可能です。
- ・ 整備費用に着目すれば、改修のみ実施が約 341 億円、一部建替が約 537 億円と、改修のみ実施のコストメリットが認められます。
- ・ 一方、2080 年までのランニングコストは、改修のみ実施が約 899 億円、一部建替が約 934 億円と両案のコストは接近します。加えて、改修のみ実施の場合、新たな機能や不足スペースを確保するための追加的なコストに留意する必要があります。（現実的ではないものの、仮に内丸地区に不足するスペースを賃貸借で確保した場合、5.3 億円/年×35 年（知事局棟を築 100 年で建替えると仮定）＝186 億円の費用が別途必要となります。）

エ. 財政負担の平準化【改修のみ実施：△ 一部建替：○】

- ・ 改修のみ実施の場合、建物・設備の更新時期が集中するため、財政負担の平準化を損なう可能性があります。また、将来的に必ず必要となる建替えを先送りとすることで、現在以上の建設費高騰のリスクも伴います。

(3) 整備の方向性

十分な耐震性能を持たない本県庁舎にとっては、一刻も早い防災拠点としての耐震性能の確保及び災害対策本部機能の強化が必要となります。改修のみ実施した場合、災害対策本部機能の整備には、大規模な改修やスペースの確保が必要となることに加え、防災拠点としての機能を確保するまで「一部建替」よりも整備期間を要します。

加えて、「一部建替」では防災性能をはじめ、環境性能の向上や官民共創の推進、職員の働き方の最適化など、基本理念の実現に対応する機能・スペースを実装することができます。

コスト面では、「一部建替」は「改修のみ実施」と比較して整備費用が大きいものの、ランニングコストではその差は縮小します。

さらに、県庁舎が2棟で構成されているメリットを活かし、1棟ずつ期間をおいて建替えを行うことで、整備費用を分散するとともに、その時勢に応じ、必要な規模や機能をコントロールすることが可能です。一方、「改修のみ実施」の場合、将来的には2棟一括で建替えの必要が生じることが予測されることから、「一部建替」はフレキシビリティを持った整備の方法と考えられます。

以上により、基本計画段階での「建替面積や改修内容の精査」による財政負担の軽減を前提に、**県庁舎再整備では「一部建替」を採用**することとします。

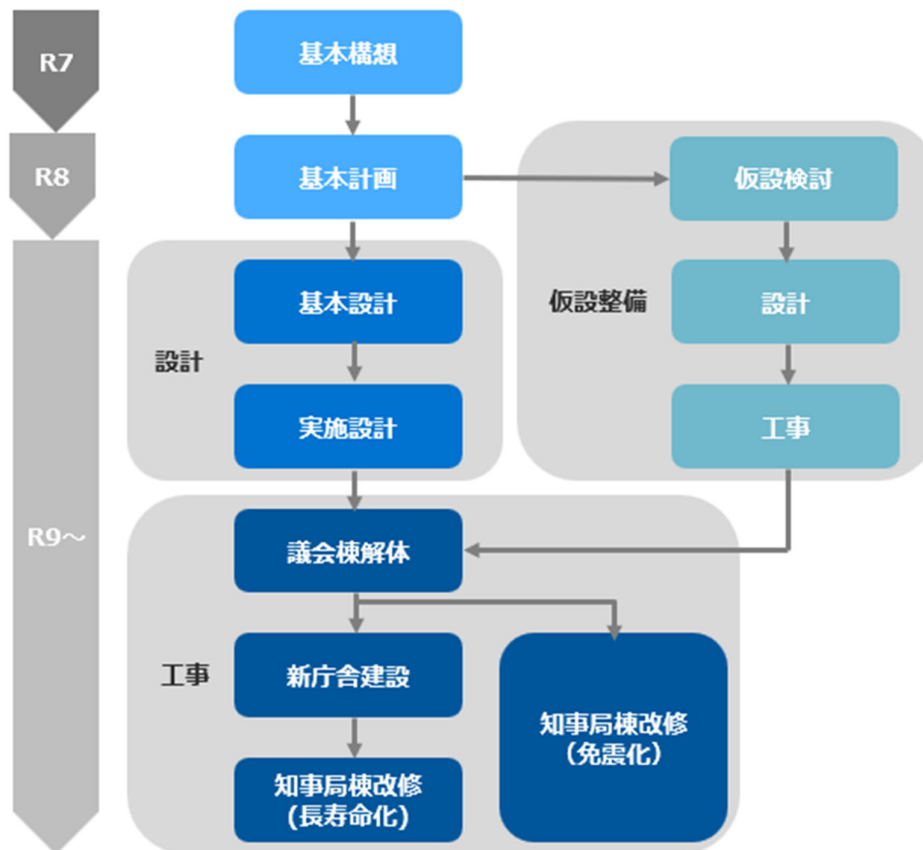
第6章 今後の予定

1 事業スケジュール

令和 8 年度は基本計画の策定に着手し、その後設計に約 3 年、議会棟の解体及び新庁舎の建設に約 4 年、全体の工事期間としては約 10 年程度を要することが想定されます。

なお、仮設庁舎等の検討内容により、整備期間は大きく変動する可能性があります。

図表 6-1 事業スケジュールのイメージ



2 想定される事業手法

PPP¹⁷/PFI¹⁸手法導入の可能性も踏まえ、庁舎整備において想定される事業手法を整理しました。事業手法の選定に当たっては、基本計画における具体的な整備内容にあわせ、検討を行っていきます。

図表 6-2 想定される事業手法の概要と特徴

事業手法	概要	特徴
従来方式	公共が資金調達を行い、設計、建設、維持管理業務を民間事業者に委託・請負契約として個別に分離して発注する従来型の事業手法	仕様を定めた上で施設整備及び維持管理を行うため、発注者の意向を反映しやすい。
DB方式	公共が資金調達し、民間事業者が設計・施工を一括で発注する事業手法	施設整備に関する業務を包括的に民間に委ねるため、施設整備のコスト削減や工期短縮が期待できる。
DBO方式	公共が資金調達し、設計・施工、運営・維持管理業務を民間事業者に一括で発注する事業手法	施設整備、維持管理・運営に関する業務を包括的に民間に委ねるため、業務全体を通じたコスト削減や工期短縮が期待できる。
PFI方式	施設の設計・建設から維持管理・運営にいたる業務に民間の資金・経営能力・技術的能力を活用する事業手法	設計から維持管理運営まで民間のノウハウや創意工夫を活用することで、施設整備及び運営品質の最適化やコスト削減が期待できる。
リース方式	施設の所有権をリース会社が保持しつつ、公共はリース会社より施設をリースする事業手法	設計から維持管理運営まで民間のノウハウや創意工夫を活用可能な点はPFI方式同様だが、PFI法の制約を受けないため、煩雑な入札等の手続きが不要である。

¹⁷ 従来は公共部門が実施してきた公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して効率的かつ効果的に実施する事業手法のこと。

¹⁸ 行政と民間が連携して公共サービスの提供を行うことで、民間の創意工夫・技術力・資金を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図る手法のこと。

3 今後の検討課題

一部建替での検討を進めるにあたり、今後、以下のような課題について検討が必要となります。

図表 6-3 今後の検討課題

分類	概要
法的課題	<ul style="list-style-type: none"> 「一団地の官公庁施設」による基準階建築面積に対する建ぺい率制限の協議 「建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例」に基づく、附置義務駐車台数確保のための駐車場の在り方の検討 改修時の既存不適格遡及範囲の詳細検討
機能上の課題	<ul style="list-style-type: none"> 新庁舎棟及び知事局棟への機能配置及び部署レイアウトの検討 免震層設置に伴う敷地の有効スペース減など、敷地への影響の確認 渡り廊下の接続箇所、接続方法の検討
工事における課題	<ul style="list-style-type: none"> 新庁舎棟建設、知事局棟の居ながら工事のための、工事ヤードの検討 仮設議会（議会の仮移転先）の検討 仮設庁舎（知事局棟の仮移転先）の検討
事業上の課題	<ul style="list-style-type: none"> 事業工程の検討 事業手法・発注手法の検討 付帯工事、調達物品等の検討

図表 6-4 一部建替における検討イメージ

